

下川町議会白書

(令和4(2022)年 定例会版)

(会期：令和4年5月2日～令和5年4月30日)



北海道上川郡下川町議会

令和5年6月発行

目次

はじめに.....	3
1. 議会活性化の取り組み	4
2. 通年議会制の導入	7
3. 議会基本条例等の改正の経過	10
4. 令和4年下川町議会定例会の活動について.....	15
(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価.....	15
(2) 各種会議開催状況	21
(3) 審議した議案と各議員の賛否.....	26
(4) 一般質問の実績	38
(5) 文書質問の実績	40
(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要	42
I 町内所管事務調査	42
II 道外所管事務調査	46
(7) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会における調査の実施概要	53
I 中間報告	53
II 調査結果報告	58
(8) 広聴広報活動（広聴広報報特別委員会）	61
(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会.....	64
◆上川北部消防事務組合	64
◆名寄地区衛生施設事務組合	66
(10) 下川町議会諮問会議の設置	68
(11) 視察対応.....	69
5. 資料編.....	70

はじめに

下川町議会は、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、「**下川町議会基本条例**」を全会一致で可決しました。

下川町議会基本条例の第18条では、

- ・議会及び議員の活動内容を公表し、議会活動の活性化を図ること。
- ・議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1年ごとに公表すること。
- ・議会活動を自己評価し、その結果を1年ごとに公表すること。

と規定されており、本議会白書はその理念に基づき発行するもので、令和4年5月に「令和3年定例会版」として初めて発行をいたしました。今回は下川町議会基本条例制定後、2回目の発行となります。

「下川町議会基本条例」制定時の根底にある理念は、第29条で規定している「町民とともに育てる条例である」ということです。下川町議会として適切な情報公開を行いながら、町民の声に耳を傾け、その意思を確認していくことが必要であり、それらを実行していくためには町民のご理解とご協力を得ることが大変重要になってきます。

以上のことから、議会及び議員の活動内容や活動状況をまとめ、これらを公表し、町民の声を反映させていくことで、議会の活性化と町民福祉の向上に結びつけていきたいと考えています。

そのため本書では、基本条例の目的が達成されているかの検証や議会活動や議員活動の評価を実施し、また、1年間の議会活動についての記録を取りまとめております。

本書が、町民の皆さまの議会活動に対する理解の一助となれば幸いです。

1. 議会活性化の取り組み

下川町議会では、平成 27 年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取り組みを進めてきました。

その取り組みの経過及び内容は、以下のとおりとなっています。

・議会活性化の取り組みの経過

年	月	議会の機能充実	議員の政策能力の向上	議会の見える化
H27	7	白老町議会視察(議会活性化)		
	8		全員協議会の活用開始	
	9		一般質問答弁要旨を当該議員に配付を開始	一般質問 DVD の設置開始(町民会館図書室)
	10	常任委員会の複数制及び通年議会を検討(中川町、豊浦町、西興部村視察)		
	12	「下川町議会の議決すべき事件に関する条例」で総合計画の基本構想に加え基本計画を加える		
H28	2	町民意見交換会(井戸ばた会議)開始(全 12 回開催)		
	4		政務活動費の廃止(所管事務調査へ)、議会図書の充実を図る	
H29	3	自治基本条例改正案を策定し、町に提示		
	9			インターネットを活用したライブ中継・録画配信を開始 ※ライブ中継は平成 30 年第 2 回定例会まで
H30	6			議会モニター(定数 6 人)制度開始 広聴機能を充実するため、広聴広報特別委員会(議長を除く委員数 7 名)に変更
	12	政策提言書を提出		
H31/ R1	3	議選監査委員の廃止		
	6			議会モニター委嘱

R2	3	答弁事項進捗状況調査制度開始		
	6		全員協議会(町長依頼)による議案等の事前説明開始(定例会に向けた論点整理)	議会モニター委嘱

そして、更なる議会活性化の取り組みとして、令和2年第4回臨時会（7月30日開催）において、議員発議により「下川町議会活性化等調査特別委員会」を設置しました。

特別委員会設置の目的は、

- ①議会活性化に関する調査
- ②議会基本条例に関する調査 となっています。

「下川町議会活性化等調査特別委員会」においては、議会活性化の基本指針となる「議会基本条例」の制定に向けた取り組みを基本に進め、委員間討議や有識者による講演、町民との意見交換を実施し、また条例素案への2回のパブリックコメントを経て、令和3年3月開催の定例会において、「下川町議会基本条例」を制定し、現在は、その条例に基づき議会活性化に取り組んでいます。

議会活性化等調査特別委員会の活動は以下のとおりとなっています。

・下川町議会活性化等調査特別委員会の活動内容

回	開催日	活動内容
1	令和2年7月30日	基本条例の制定に向けて、進め方について協議 など
2	令和2年8月6日	進捗状況、条例原案を提示し情報共有と審議 など
3	令和2年8月21日	作業工程の確認、重要事項項目についての審議 など 議会モニターとの意見交換（4名参加）
4	令和2年9月17日	中間報告について、委員間討議 など
5	令和2年10月2日	法政大学 廣瀬克哉教授の講話
6	令和2年10月13日	芽室町議会からの情報収集について など
7	令和2年10月23日	北海道大学 神原勝名誉教授の講話について など
8	令和2年11月26日	パブリックコメントについて など
9	令和2年12月4日	通年議会について など
10	令和2年12月11日	パブリックコメントに対する議会の回答について など
11	令和2年12月23日	中間報告について など
12	令和3年2月3日	基本条例提案に係る関係条例等について など
13	令和3年2月16日	基本条例提案に係る関係条例等のご意見について など
14	令和3年3月2日	パブリックコメントについて など

また、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、議会活性化等調査特別委員会での検討を経て、議員発議により新規制定、又は一部改正された条例は、

- ・下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号） ※新規制定
- ・下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・下川町議会傍聴条例（令和3年3月17日条例第3号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・下川町議会諮問会議設置条例（令和3年3月17日条例第4号） ※新規制定
- ・下川町議会委員会条例（令和3年3月17日条例第5号） ※一部改正

となっています。

2. 通年議会制の導入

通常の方議会の招集は、地方自治法上では普通地方公共団体の長(知事、市町村長)が告示により行い、また、議会の会議は、定例会・臨時会の区分により行われています。その会議を実施できる期間を会期といい、会議の始めに議決により決定されます。この定例会・臨時会における会期は、集中的に議会を開催する運用を想定して定められています。

平成 16 年 5 月に地方自治法の一部改正が行われ、議会制度の関係では、定例会の回数に係る制限^{※1}が撤廃され、毎年、条例で定める回数を招集しなければならないこととされました。

通年議会制とは、改正された制度の運用方法を工夫して、定例会・臨時会の区分をなくし、通年にわたり会期を設定して、いつもで議会を開催できる状態に置く制度として始められました。

平成 24 年 9 月 5 日公布の地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われています。

議会制度の見直しに関する事項では、

①議会の会期制度

地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

②議会の招集手続

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

③議会運営

委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項(例：常任委員は会期の始めに議会で選任)を条例に委任する。

④議会の調査権

本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

⑤政務活動費

政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとする。

これらの事項が新規に追加、または改正となっています。

この法改正により、これまで既存制度の運用で実現されてきた「通年議会制」が法律上の制

度として位置付けられることとなりました。

改正後の地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施されるのは、「通年の会期制」と言われるもので、条例で 1 年間の会期を設定して実施されるものとなり、定例会と臨時会の区別がなく、条例で定める日から当該日の前日までを規定するものです。また、同条第 6 項の規定により、定期的に会議を開く日も条例で規定する必要があります(毎月●日など)。

下川町議会で採用している制度は、「通年議会制」で、定例会の運用に工夫を加えることで実現しているものであり、条例で定例会の回数を年 1 回と規定して(下川町議会会議条例第 6 条)、会期については、1 年または 1 年に近い期間を議会の議決により決定して運用する方式となっています。

下川町議会でも、令和 2 年度までは、暦年で 1 年間に定例会を 4 回(3, 6, 9, 12 月)開催し、その他に開く場合を臨時会として開会しておりましたが、下川町議会基本条例第 8 条の規定により通年会期として、令和 3 年 5 月 7 日開催の「5 月臨時会議」より、「**通年議会**」を開始し、会期を令和 4 年 4 月末日までとする議決を行いました。

以後は、5 月 1 日開会を基本として、約 1 年間の会期を議決して、議会活動を行っていくこととなります。この 1 年間は、町長の招集によらなくても、議会(議長)の判断で会議を開くことが可能となります。

このことにより、令和 4 年下川町議会定例会は、令和 4 年 5 月 2 日から令和 5 年 4 月 30 日までの 364 日間を会期として開催いたしました。

また、通年議会制となると、町長が議会の議決によらず専決処分できる制度としてある、地方自治法第 179 条による「議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という部分が限りなく少なくなることが想定されます。

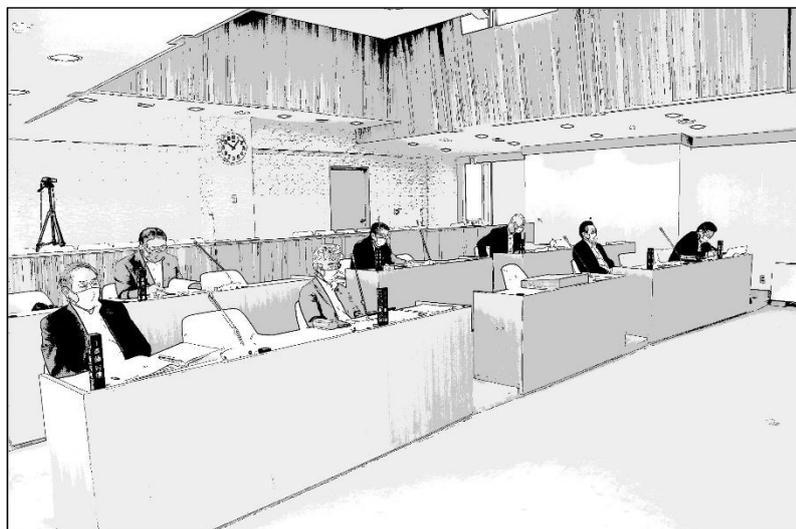
しかし、議会運営及び行政執行の迅速化や合理性をさらに担保するために、軽易な事項について、時間を置かずに迅速な解決を図る必要があるものや、災害等への対応等を含めて当然に必要となる事項に関しましては、議会の委任により町長が専決処分できるように、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 7 日に次のとおり議決をしています。

注) ※1 従前は、昭和 31 年の地方自治法改正時において「定例会の回数は毎年 4 回以内で条例で定める回数」と規定しており、下川町議会定例会条例(昭和 22 年下川町条例第 12 号)では、「下川町議会の定例会は、毎年 4 回これを開くものとする。」と定めていました。この条例は、下川町議会基本条例の制定時に合わせ廃止されています。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

(令和 3 年 5 月 7 日議決)

- 1 1 件 1,000,000 円以下の法律上の町の義務に属する損害賠償の額を定めること並びに歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 1 号)第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、その額が 5,000,000 円を超えない範囲で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故並びに感染症防止対策により、応急的に必要となる歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 4 会計年度末における日切れ扱いの地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- 5 解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。



3. 議会基本条例等の改正の経過

議会活性化の一環として新規制定等を行った条例や既存条例については、常に検証等を実施しながら改正等を行ってきています。

以下に各条例の改正経過について詳述します。

* 下川町議会基本条例（令和3年下川町条例第1号）

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日下川町条例第2号に基づく修正）

改正の箇所：第19条第4項中「町長」を「町長等」に改めました。

改正の理由：一般質問に対する反問権について、当初は町長のみにはしか認めていませんでしたが、条例制定の趣旨や論点・争点をより明確にしていく観点から反問権行使の対象者の拡大をするために改正を行いました。

②令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月20日下川町条例第9号に基づく修正）

改正の箇所：第3条に1項（第7項）を追加しました。

改正の理由：令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールが規定されることとなり、それらの状況に合わせて、議会基本条例に個人情報の取り扱いに関する事項を規定するために一項を加えたものです。議会基本条例は、議会運営の最高規範であり、個人情報の取り扱いに関しても、議会としての姿勢を対外的に明らかにし、その理念を規定する必要があること、また、第3条に規定する議会の活動原則の一つとするために改正を行いました。

* 下川町議会会議条例（令和3年下川町条例第2号）

①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日下川町条例第3号に基づく修正）

改正の箇所：i 第2条第1項中「事故等」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由」に改めて、同条第2項中の「事由」を「理由」に改めるとともに、同項に「ただし、当該理由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。」のただし書を加えるとともに、次の各号を加えました。

- (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等
- (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養
- (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養
- (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会

- 議及び行事等に出席した際の事故による療養
- (5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養
- (6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養
- (7) その他議長が特に認めたもの
- ii 第2条第3項の出産のために出席できない規定に関し、「日数を定めて」を具体的な日数として、「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めました。
- iii 第92条第1項中の請願書の記載事項に関し、個人又は法人の住所又は所在地とするとともに、「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。」とする改正をしました。
- iv 議員の辞職に関して、第101条第3項を削除し、第102条第2項中「及び第3項」を削る改正をしました。

改正の理由：この条例改正は、全体として町村議会における議員のなり手不足が喫緊の課題となっていることから、時代背景に即して次代の議員が活動しやすい環境を整える観点などから所要の改正を行うことを目的としています。次に各項目毎に詳細の理由を記載します。

- i 男女議員ともに議員活動と家庭生活を両立させる観点から、その象徴となる欠席理由の例示規定を追加するものです。また、欠席の届出の除外理由の規定を第1号から第7号まで追加するもので、公務での事故による療養などについては欠席等の届出は必要ない旨を規定するものです。
- ii 女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、出産に係る母性の保護に関して産前・産後の欠席期間を明らかにする規定を追加するものです。具体的な期間に関しては、労働基準法第65条の産前産後に関する規定を参酌して、産前は出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間とし、産後は翌日から8週間を経過するまでの範囲内とする内容としています。
- iii 改正前は、請願者の押印を一律に義務付けしていましたが、請願者の利便性の向上を図るため、近年の脱ハンコを鑑みて、請願者が自署している場合は押印を不要としました。
- iv 議員辞職の手続きについて規定している条項に関し、下川町議会は「通年議会」としており、年間通じて会期中のため「閉会中」の概念が

基本的にはないことから、必ず会議を再開して許可をする必要があるため、文言整理を行ったものです。

②令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月20日下川町条例第11号に基づく修正）

改正の箇所：第63条中の「表決の方法についての発言」の次に「並びに議長が特に必要があると認める発言」を加えました。

改正の理由：議会基本条例第9条で正副議長の選出において所信表明の機会を設けることが規定されており、また、議会会議条例第31条第1項では、所信表明は、議場で行うと規定されております。

議場で実施する場合に、これまでの議会会議条例第63条の規定では、選挙宣告後は、何人も発言を求めることができないことになっていることから、所信表明の発言をすることができないこととなるため、所信表明の発言を行うことができるように改正を行いました。

*下川町議会傍聴条例（令和3年下川町条例第3号）

※改正は行っておりません。

*下川町議会諮問会議設置条例（令和3年下川町条例第4号）

※改正は行っておりません。

*下川町議会委員会条例（令和3年下川町条例第5号）

※改正は行っておりません。

*下川町議会会議条例等運用例（令和3年4月30日下川町議会訓令第1号）

提案の会議：令和3年4月26日第7回議会運営委員会で制定案の協議

制定の理由：下川町議会基本条例（令和3年条例第1号）及び下川町議会会議条例（令和3年条例第2号）の新規制定に伴い、令和3年5月から通年議会を開始するにあたり、会議の運用方法の見直しを行ったことから、改めて運用例として制定しました。

①令和4年3月2日第28回議会運営委員会で改正案の最終協議

（令和4年3月24日下川町議会訓令第1号で改正）

改正の箇所：第38条第2項中「会議日ごと」を「審議を要する期間ごと」に改めました。

改正の理由：第 38 条第 2 項は、会議における会議録署名議員の指名方法が規定されております。その指名の方法として、制定当初は「会議日ごと」と規定したところですが、当議会では通例で“会期ごと”に行われていましたので、その方法に準じて指名の方法を「審議を要する期間ごと」に改めました。

***下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和 4 年下川町条例第 21 号）**

提案の会議：令和 4 年定例会 12 月定例会議（令和 4 年 12 月 12 日 会議案第 8 号）

制定の理由：下川町議会においても通年議会が始まり、今後ますます議員としての職責及び議会への町民の信頼の確保を図っていくことが重要になってきます。そのため、その一端として、議員報酬等の支給のあり方について、減額や停止等について「特例条例」を新規制定することで明確化する必要があることから検討を重ねてきました。

議員が長期にわたり欠席した場合、その欠席した期間における議員報酬のあり方を規定した法律はなく、また長期の欠席を余儀なくされた議員が、議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため禁止されております。このことから、報酬等の支給方法に関し、議会改革の一つとしてこの条例を制定するものです。

***下川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年下川町条例第 10 号）**

提案の会議：令和 4 年定例会 3 月定例会議（令和 5 年 3 月 16 日 会議案第 11 号）

制定の理由：令和 3 年 5 月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正される「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報保護制度の官民一元化が主な内容となっています。しかし、議会は、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」とされました。従来、下川町を含む各地方自治体で制定されていた従来の個人情報保護条例では議会も対象とされおり、令和 2 年 12 月の内閣官房による個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、「引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる」としています。

このことを受け、下川町議会においても、個人情報保護を図る観点から制定について検討を重ねてきた結果、個人情報保護の条例を新規制定す

ることとしたものです。

*下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例

(昭和31年下川町条例第44号)

- ①令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日下川町条例第1号に基づく修正）
改正の箇所：第6条第1号中の「100分の160」を「100分の152.5」に改め、同条第2号中の「100分の160」を「100分の152.5」に改めました。
改正の理由：同定例会議に提案されている特別職の期末手当の引き下げと同様に、期末手当支給月数を0.15か月引き下げて、年間の支給月数を3.05か月分と改正しました。
- ②令和4年定例会12月定例会議
(令和4年12月19日下川町条例第22号に基づく修正)
改正の箇所：第6条第1号中の「100分の152.5」を「100分の220」に改め、同条第2号中の「100分の152.5」を「100分の220」に改めました。
改正の理由：従前の議員の期末手当は、健全財政の堅持や総合的な行財政の見直しのため低い水準となっていました。議員報酬の支給環境を整えることにより、意欲と責任を持つ多くの次代の担い手が参画し、充実した議員活動を遂行できる環境を整える必要があることから、一般職員の支給月数を参考として支給月数の改定を行いました。
また、併せて、同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に0.1か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間4.4か月としました。ただし、今回の本則の支給月数の改正は、次代の担い手のために実施するものであることから、附則で、当年度の期末手当の支給月数に限っては、従前の支給月数に0.1か月分を引き上げし、年間3.15か月とすることを規定しております。

4. 令和4年下川町議会定例会の活動について

「令和4年下川町議会定例会」は、令和4年5月2日から令和5年4月30日までの364日間を会期として開会しました。

(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価

下川町議会基本条例第29条第2項では、「この条例の目的が果たされているか、議会運営委員会において1年ごとに検証」することが規定されております。本項では、その検証と、前回の下川町議会白書(令和3年定例会版)^{※1}及び令和4年8月発行の議会だより(第197号)^{※2}に掲載された令和4年の議会及び各議員の取り組み目標に対する自己評価について記載しています。

令和5年下川町議会定例会における、議会及び議員活動目標については、令和5年8月発行の議会だより(第201号)に掲載を予定しています。(※議員の改選期のため、この号の白書に掲載することができませんでした)

※1と※2の内容は同じものです。

*下川町議会基本条例第29条第2項に基づく議会運営委員会の検証

通年議会、文書質問の周知、全員協議会の進め方などは活性化の柱として定着してきており、また、下川町議会災害等対策連絡会議の設置、下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例及び下川町議会の個人情報保護に関する条例など、先進的な「取り組み」がなされてきた。これらの取り組みを進めていく中で、各議員の活発な発言により多様な意見交換ができていくことは評価できると考えている。

一方、課題としては、住民の声を聴く手段や機会を工夫するほか、一般質問においては質問時間の短縮による議論の深化、文書質問においては単に疑問点の確認のみではなく議員活動を通じた政策を議会として提言していくなど、引き続き議会の活性化に向けて取り組んでいく必要がある。

【まとめ】

事前情報の共有化等により会議時間の短縮化を図り、効率的な運営を実施していくことも必要である。

※議会基本条例の目的が果たされているかの検証を実施することが規定されております。

この検証は、1年ごとに行います。

*議会としての取り組み（令和4年）

目 標	評 価
<p>○議会活動の活性化に向け、町民、全員協議会、理事者対応、議員間討議における意見交換など通じて各種会議における活発な審議を進める取り組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町民との意見交換はコロナ禍もあり不十分な点があった。今後、他の先進事例を学ぶなど改善点を検討すべきである。 ・全員協議会は十分な議論はできたものの趣旨や位置づけをさらに徹底していく必要がある。 ・本会議においては、活発な質疑や討論のもとで審議を進めることができていると思うが、さらに充実した議論を追求すべきと考える。
<p>○議員の資質や政策提言力向上に向け、リモートを含めた議員研修を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により不十分な状態であったが、各種研修会への参加や各所管事務調査を通じて、議員間の共通認識の醸成や情報共有がなされた。 ・資質・提言力向上は個々に委ねられている部分も多く、その向上のために更に研修が必要である。 ・資質向上のために、他市町村議会や有識者を交えた意見交換の場を設けることにより議員力の向上に取り組む必要がある。
<p>○意見交換の場（町内外）を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍もあり十分な場の設置には至らなかった。しかし、本年はメールやファックスを活用したご意見募集を試験的に実施しており、意見交換の場として改良により活用しやすくすべきである。 ・議会モニターや高校生モニターの制度を設けているが、活用が不十分であると思われる。 ・井戸ばた会議は、参加者数が伸び悩んでいるため、名称の変更や運営方法を検討する時期にきていると思われる。

<p>○広聴広報活動の推進に向け、会議のライブ配信や町民の傍聴を増やす取り組みの調査研究を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メールやファックスの活用によるご意見募集など新たな試みも実施したが、更に調査研究が必要である。 ・情報提供の効果とコストパフォーマンスを考慮した研究が不足している。 ・本会議の録画配信は、ほぼ即日にYouTube上で公開されており、ライブ配信に準じた取り組みがなされている。 ・コロナ禍もあり、傍聴数の制限はしているものの傍聴希望者には全員対応できている。
<p>○議会基本条例の理念である町民とともに育てる条例であることの実践を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例が制定されて日が浅いこともあり、広く町民に周知がされていない。 ・議会として、議会基本条例の見直しや改良を絶えず実施してきてはいるが、町民の参加が不十分と感じており、今後、議会からの発信を重ねていく必要がある。 ・制度化などが中心となって内々の議論が先行し、住民との情報共有が不十分であったため、多くの町民の考えも取り入れながら整備・推進していくことが必要である。
<p>○ゼロカーボン議会の手法の研究や実践を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下川町議会独自で、議会活動で発生した二酸化炭素排出量を積算して、適切にカーボン・オフセットできたことは評価できると思う。 ・ゼロカーボンを既に実践してる先進自治体を視察し、意見交換などを行い調査・研究は実施できた。 ・議会のゼロカーボンの取り組みは、町内外にもっと発信すべきであった。

*議員としての取り組み（令和4年）

	目 標	自 己 評 価
近藤議員	<p>○議会に関する広聴広報活動の充実と効果的な情報提供の実践 （モニター制度の充実継続、住民との意見交換会等の開催）</p> <p>○議会活動の参加意欲を高める環境整備 （若者、女性の意見を反映するための有識者等から意見を聴取、議員定数、報酬等に関して議会諮問会議の意見を尊重）</p> <p>○議会に関する条例、規則、訓令における積み残し規程の整理実現 （議会基本条例、会議規則の適切な運用、告発情報、議員の倫理規程の整備）</p>	<p>●議会モニターとの意見交換が不足。井戸ばた会議の参加者が極めて少なかったことの検証が不十分。高校生モニターの活用は効果的であった。</p> <p>●多様な人材の参加意欲を促す選挙費用の公費負担、女性議員の育児支援等が法改正により制度化された。議員定数、報酬問題等に対して議会運営委員会の検討結果に議会諮問会議から貴重な意見をいただき条例改正に至り今後の取り組みの第一歩となった。</p> <p>●長期欠席議員に対する特例条例、個人情報保護条例など関係条例制定改廃に伴う議会基本条例の改正を実施。議員の倫理条例、通報者の保護条例の整備が課題である。</p>
斉藤議員	<p>令和3年時の目標について改めて取り組みを進めて行く。</p> <p>○人口減少、少子高齢化が顕著な本町であるが、だからこそやれる施策があるのではないかと。高齢者が住み続けられる地域づくりと、子育てがしやすい支援体制、環境づくりである。これらの施策を充実させるための政策提案を行っていく。</p> <p>○町と行政を監視、抑制することと並行して、次の世代に残す下川町の将来設計がある。議員間討議を積み重ねるとともに、執行機関と連携し「町民の利益になるのかどうか」を注視して取り組んでいく。</p>	<p>●高齢者が住み慣れた地域で、住み続けられるまちを維持するために、施設の充実と環境整備の推進を目指していく。少子化のなか、子育て支援は人への投資という観点からも重要である。今後も切れ目ない子育て支援の拡充を推進していく。</p> <p>●公共施設の耐用年数がせまるなか、将来の町の方向性を示すこと、併せて執行機関と議会との連携協議を重視して取り組む。</p>

	目 標	自 己 評 価
中田議員	<p>○町民目線、素人感覚を忘れることなく議員間討議を深め、調整について監視、批判、評価を行う。</p> <p>○持続的なまちづくりのために町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め政策提言を行う。</p> <p>○農業、林業を基礎とした産業の活性化、個人のくらしの安定、後継者・担い手育成に取り組む。</p>	<p>●町政に対しての批判、評価は更なる努力が必要である。</p> <p>●先進事例の調査研究、政策提言は実行できたが、町民意見の把握は更なる努力が必要である。</p> <p>●二度の意見書提出等、農業には貢献できたと考えるが、後継者・担い手育成は努力したが効果があったかどうかの確認は時間を要するため、今後とも取り組みを進める必要がある。</p>
大西議員	<p>昨年掲げた目標の自己評価の結果、やり切ったとは言い難く、引き続き防災、除排雪を目標に掲げたい。</p> <p>○町民が安心安全な生活を送れるように風水害に対応した防災意識の高揚と課題の共有に努める。</p> <p>○冬の快適な生活を維持するため、高齢者など生活弱者の声を拾い、町の除雪体制の改善を図る。</p>	<p>●昨年に引き続き、コロナ禍のため町民防災訓練など実践できていないが、町の防災マネージャー、消防署、消防団などと意見交換などをしながら課題の共有に努めたいと思う。</p> <p>●大雪時の災害対策本部の立ち上げ、町民の安否確認などが素早くできるように今後も理事者側に基準の見直しなど提言していきたいと思う。</p>
春日議員	<p>○「下川は下川であり続ける」持続的なまちづくりを進める基盤として、根幹である産業、急激な人口減少阻止、町民のモヤモヤ感の払拭に力点を置いていく。</p> <p>○政治に遠い声についても、町政や政策に反映されるよう心がけ、活動を行っていく。</p> <p>○議会活動の内容を広く町民に理解していただくための活動を行う。</p>	<p>●目標に基づき活動をしてきた。厳しい現状認識は共有されてきたと思うが、これら対策を政策に結びつけることに対しては、認識を共有できなかった。</p> <p>●身近な声などを届け、政策に反映されるように文書質問などを通して活動してきたが、認識を共有できず、総じて政策反映に至らなかった。</p> <p>●定例会議終了後、議会報告書を作成し町民へ配布してきた。</p>

	目 標	自 己 評 価
我孫子議員	<p>○人口減少社会、超高齢化社会を迎えている状況での持続可能なまちづくりについて幅広く情報収集し、町政に反映できるよう活動に取り組む。</p> <p>○引き続き、文書質問や一般質問を通して、町政に関する身近な疑問点や長期的な展望について議論を深めていく。</p> <p>○前年度掲げた目標について取り組みを進めて行くとともに、議会活動についての情報発信や意見交換についても取り組んでいく。</p>	<p>●持続可能なまちづくりに関する諸課題についての情報収集を、限られた行政資源の中で町政に反映させる難しさを実感した。</p> <p>●定例会議での一般質問や、文書質問制度を活用して町政の課題を指摘し、理事者側との議論を行うことができた。</p> <p>●対面での情報交換を行うことは少なかったものの、そこから得られた問題意識を議会活動に活かすことができた。情報発信はSNS (Facebook) の活用に残った。</p>
蓑谷議員	<p>令和3年時の目標について改めて取り組みを進めて行く。</p> <p>○町民の方々がスポーツに親しみ、体力増進を図り、町政に対する課題について積極的に取り組む。</p> <p>○高齢化社会の現状を踏まえ、町の高齢者活動推進に多くの方々の考えを町政に反映する。</p>	<p>●スポーツ活動を通じて関係者との意見交換や交流を踏まえて、町民がスポーツに親しみ活動しやすい環境となるよう実践してきた。</p> <p>●町内の関係団体との活動を通じて、高齢者の意見を聞き、町政に反映させる活動を実践してきた。</p>
小原議員	<p>○今までの検証をしながら下川町の発展に繋がるよう提言をして、町民への説明責任を果たしていく。</p> <p>○積極的な審議の参加と深まる議論・審議になるよう活動する。</p>	<p>●一般質問等を通じて検証していくことには効果が弱い面はあったが、下川町の発展につながるよう審議をし、議決をしたものについては町民への説明に努めてきた。</p> <p>●審議の中で疑問になる部分については、本会議で質すことで明らかにしていくことはもちろんのこと、本会議においても、速やかな審議経過の公表をすることで即時性が高まった。また議会運営委員会の中でも、意見交換をしていくことで、審議の中身を高めていくことができた。</p>

(2) 各種会議開催状況

令和4年下川町議会定例会期間中における、「本会議」、「委員会」等の開催状況と主な議題について記載しています。

定例会議及び臨時会議で審議した議案等については、(3) 審議した議案と各議員の賛否に詳しく記述しています。

* 定例会議

開催月	開会日	開会日数	審議を要する期間	審議期間
令和4年 6月	20・21・22	3	R04. 06. 20～22	3
令和4年 9月	12・14・22	3	R04. 09. 12～22	11
令和4年12月	12・13	2	R04. 12. 12～13	2
令和5年 3月	6・14・16	3	R05. 03. 06～16	11
計		11日		27日

* 臨時会議

開催月	開会日	開会日数
令和4年 5月	2・16・24	3
令和4年 7月	20	1
令和4年11月	2・7	2
令和5年 1月	13・20	2
令和5年 2月	13	1
令和5年 4月	11	1
計		10日

※臨時会議の審議を要する期間は、基本的に開会日のみになります。

* 議会運営委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 5月	12・16・24	3	文書質問/議会白書/議員報酬等の特例条例について 5月第2回臨時会議の運営 5月第3回臨時会議の運営
令和4年 6月	15・22	2	6月定例会議の運営及び請願、陳情等協議 6月定例会議(最終日)の運営、 追加提案及び議会提案議案(意見書採択)協議
令和4年 7月	12・20	2	7月文書質問/議会の活性化について(報酬関係)

			7月臨時会議の運営
令和4年 8月	23	1	議会の活性化について(議員報酬関係)
令和4年 9月	7	3	9月定例会議の運営/意見書/決算特別委設置 選管委員の任期満了/個人情報保護条例
	20		議会の個人情報の保護に関する条例(案)について 議会の活性化について
	21		意見書案(会議案第6号)について 議事日程(第3号)について/人事院勧告について
令和4年10月	13	1	10月文書質問について
令和4年11月	2	4	11月臨時会議の運営について/請願及び決議について
	7		11月第2回臨時会議の運営について
	14		11月文書質問について/議員報酬の改定案について
	24		議会議員報酬の改定案について 選挙管理委員補充員の順位について
令和4年12月	1	2	議員報酬の特例条例制定について 議員報酬(期末手当)の改定について 12月定例会議の運営について
	7		12月定例会議の運営(一般質問)について 議会の個人情報の保護に関する条例について 各組合議会定例会の概要について 議会白書について
令和5年1月	13	2	1月臨時会議の運営について/ 議会個人情報保護条例について(地検との協議内容)
	20		1月第2回臨時会議の運営について
令和5年2月	13	1	2月臨時会議の運営について/2月文書質問について 議会白書(評価部分)について
令和5年3月	1	4	3月定例会議の運営について/陳情・要請等について 正副議長の所信表明に関する協議について 議会白書について
	7		一般質問について
	13		追加議案について 3月定例会議の中日の日程について
	15		追加議案について(会議案3件・議案4件) 3月定例会議の最終日の日程について 議会個人情報の保護に関する条例施行規程について

			正副議長選挙における所信表明に関する要綱について
令和5年4月	11	1	4月臨時会議の運営について 議会基本条例(逐条解説)・議会白書について
計		26日	

*総務産業常任委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 6月	20	1	議案付託審査(一般会計補正予算)、審査まとめ
令和4年 9月	13	1	議案付託審査(一般会計補正予算)、審査まとめ
令和4年10月	4~7	4	道外所管事務調査(岐阜県郡上市、横浜市)
	17・18	2	町内所管事務調査、調査まとめ
令和5年 2月	13	1	議案付託審査(特別職給与等条例の一部改正、一般会計補正予算)／審査まとめ
令和5年 3月	7・8・14	3	議案付託審査(農業委員会の委員の定数条例の一部改正、いじめ防止対策推進条例の一部改正、一般会計補正予算、病院事業会計補正予算)／審査まとめ
計		12日	

*議会広聴広報特別委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年10月	31	1	井戸ばた会議について／高校生議会見学について
令和4年12月	7	1	下川商業高校生議会見学
令和5年3月	15	1	議会広聴広報特別委員会活動報告について
計		3日	

*議会広聴広報特別委員会(議会だより編集委員会)

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 6月	22	1	しもかわ議会だより第197号編集会議
令和4年 9月	22	1	しもかわ議会だより第198号編集会議
令和4年12月	12	1	しもかわ議会だより第199号編集会議
令和5年 3月	15	1	しもかわ議会だより第200号編集会議
計		4日	

*決算認定特別委員会（令和3年度決算）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 9月	15・16 20・21	4	令和3年度下川町各種会計歳入歳出決算認定審査 令和3年度下川町公営企業会計決算認定審査

*予算審査特別委員会（令和5年度予算）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和5年 3月	9・10 ・13	3	令和5年度下川町各種会計予算審査

*議会脱炭素推進調査特別委員会（令和4年3月18日決議により設置）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 6月	22	1	行政視察の事前打合せについて
令和4年 9月	20	1	中間報告について
令和4年10月	31	1	枝廣淳子氏との意見交換会
令和4年12月	12	1	地球温暖化対策実行計画策定に係る経過報告について
令和5年 3月	6	1	地球温暖化対策実行計画策定に係る経過報告について
計		5日	

*全員協議会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 6月	10	1	6月定例会議について
令和4年 7月	20	1	7月臨時会議について
令和4年 9月	2	2	9月定例会議について
	12		名寄地区衛生施設事務組合中間処理施設の状況について
令和4年11月	30	1	12月定例会議について
令和5年 2月	13	2	名寄地区衛生施設事務組合中間処理施設について
	27		3月定例会議について 第6期下川町総合計画の変更について
令和5年 3月	15	1	名寄地区衛生施設事務組合中間処理施設について 3月定例会議の追加議案について
計		8日	

* 正副議長・議会運営委員会正副委員長会議（毎定例会議前に実施）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 6月	9	1	令和4年6月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問/請願/陳情・要請について
令和4年 9月	2	1	令和4年9月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問/意見書/決算認定特別委員会設置 選管委員/個人情報保護条例/休会中調査(道外・町内)
令和4年11月	30	1	令和4年12月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問/陳情・要請について
令和5年 2月	27	1	令和4年3月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問/陳情・要請について 議会基本条例の一部改正について 正副議長の所信表明に関する協議について
計		4	

* 正副議長・常任委員会正副委員長会議

開催月	開催日	日数	開催案件
令和4年 8月	22	1	道外所管事務調査について

※この会議は、今回臨時的に開催されました。

※この他に、議会活動としては、

- ・ 町内所管事務調査（総務産業常任委員会で開催。報告は 42 ページに掲載）
- ・ 道外所管事務調査（総務産業常任委員会で開催。報告は 46 ページに掲載）
- ・ 道内行政視察調査（議会脱炭素推進調査特別委員会で開催。報告は 53 ページに掲載）
- ・ 北海道町村議会議長会等主催の議員研修
などがあります。

(3) 審議した議案と各議員の賛否

各定例会議及び臨時会議ごとに審議された議案等の件名と概要を記載しています。
 通年議会開始とともに、会期中の議案等の番号は通し番号で表記するようになりました。
 なお、網掛けで表示してあるのは、議会提案の議案となっています。

(凡例 ○=賛成、×=反対、欠=欠席)

令和4年5月臨時会議（令和4年5月2日）

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
会議案第1号	下川町議会における脱炭素(ゼロカーボン議会)の行動指針に関する決議 ゼロカーボン議会に関して議会活動における行動指針を定める決議	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	5/2	
議案第1号	地域活性化企業人派遣に関する基本協定書の締結について 自治体DXを推進するため、国の企業人材派遣制度により自治体のデジタル化による地方創生推進のため人材派遣のための協定締結 協定締結先：(株)カヤック(神奈川県鎌倉市)	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	5/2	
報告第1号	専決処分(第1号)の報告について 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年4月1日施行)に伴い、下川町税条例の一部を改正するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	報告済	5/2	
報告第2号	専決処分(第2号)の報告について 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年4月1日施行)に伴い、下川町国民健康保険税条例の一部を改正するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	報告済	5/2	

令和4年5月第2回臨時会議（令和4年5月16日）

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
議案第2号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第1号) 林業総合センターの除却工事におけるアスベスト除去に伴う工事費の増額 補正額：290万円/ 補正後の額：52億4,990万円	○	○	○	欠	○	○	○	—	原案決	5/16	

令和4年5月第3回臨時会議（令和4年5月24日）

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
議案第3号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 職員不祥事に伴う監督責任として、町長、副町長の6月分給与の5%の削減をするもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	5/24	

令和4年6月定例会議（令和4年6月20日～22日）

議案番号	議 案 名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
議案第4号	下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事する職員の特殊勤務手当として、作業療法士を別表に追加するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第5号	下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置の期間を延長するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第6号	下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税法の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、引用する租税特別措置法の規定の条項ずれに対応する改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第7号	下川町介護保険条例の一部を改正する条例 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置の期間を延長し、罰則の規定を改正するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第8号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 令和4年4月1日付で設立された「上川中部福祉事務組合」が、新たに組合に加入することに伴い、組合規約の改正のため議決を求めるもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第9号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について 令和4年4月1日付で設立された「上川中部福祉事務組合」が、新たに組合に加入することに伴い、組合規約の改正のため議決を求めるもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について 令和4年4月1日付で設立された「上川中部福祉事務組合」が、新たに組合に加入することに伴い、組合規約の改正のため議決を求めるもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第11号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 下川浄化センター汚泥処理設備等改修工事（電気設備） 契約金額：1億2,430万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第12号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 下川浄水場造成整備等工事 契約金額：1億4,003万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第13号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 下川浄水場送水管敷設工事 契約金額：1億7,919万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	
議案第14号	議会の議決に付すべき財産の取得について 教員住宅 1戸（付帯施設含む）	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	6/20	

	て 令和3年度予算を令和4年度に繰越した報告											
報告第4号	令和3年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について 令和3年度事業内容の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	6/20	
請願第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願	○	○	○	○	○	○	○	-	採 択	6/20	
請願第2号	2023年度地方財政の充実・強化を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	-	採 択	6/20	
請願第3号	2022年度北海道最低賃金改正等に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	-	採 択	6/20	

(※6/22追加議案)

議案番号	議 案 名	斉藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第24号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第3号) 低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業等による補正(低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の増額及び北海道子育て世帯生活支援特別給付金の補正) 補正額：80万円/ 補正後の額：53億7,335万円	○	○	○	○	○	○	○	-	原 案 決	6/22	
会議案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	○	○	○	○	○	○	○	-	原 案 決	6/22	
会議案第3号	2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	-	原 案 決	6/22	
会議案第4号	2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	-	原 案 決	6/22	
会議案第5号	森林・林業・木材産業のグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	-	原 案 決	6/22	

令和4年7月臨時会議(令和4年7月20日)

議案番号	議 案 名	斉藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第25号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 下川浄水場建設工事 契約金額：13億1,230万円	○	○	欠	○	○	○	○	-	原 案 決	7/20	
議案第26号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第4号) コロナ禍における原油価格・物価高騰対策等に伴う補正(高齢者等生活支援事業、農業経営支援事業、原油価格・物価高騰対策事業等の事業実施に係る補正) 補正額：6,379万円/ 補正後の額：54億3,714万円	○	○	欠	×	○	○	×	-	原 案 決	7/20	
議案第27号	令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 新型コロナウイルス感染症の影響による水道基本料金免除に伴う補正 補正額：21万円/補正後の額：5億5,535万円	○	○	欠	×	○	○	○	-	原 案 決	7/20	

和4年9月定例会議（令和4年9月12日～22日）

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
議案第28号	下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、最近の物価変動に鑑み選挙運動に要する費用の公費負担に係る単価及び上限額が一部改正されたことに伴い改正するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
議案第29号	下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、育児休業の取得回数制限の緩和等が実施されることに伴い、国家公務員の措置との権衡を踏まえ、所要の一部改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
議案第30号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第5号) 新型コロナウイルス感染症対策に係る物及び緊急を要するもの等による補正(ゼロカーボン推進事業、高齢者応援事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新規就農者等支援事業、地域間交流施設感染対策事業等に係る補正) 補正額：5,989万円/ 補正後の額：54億9,703万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/22	付託
議案第31号	令和4年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 浄化センター汚泥処理設備の修繕による補正 補正額：124万円/ 補正後の額：3億7,752万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
議案第32号	令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) 消費税納税額の確定に伴う消費税等還付金の増額等の補正 補正額：132万円/ 補正後の額：5億5,667万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
議案第33号	令和4年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 未就学児保険税均等割減額措置に伴う国保事業報告システム改修に係る補正 補正額：17万円/ 補正後の額：5億4,343万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
議案第34号	令和4年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 医療費窓口負担割合変更に伴う被保険者証再交付に係る補正 補正額：28万円/補正後の額：6,702万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
議案第35号	令和4年度下川町病院事業会計補正予算(第2号) 診療報酬の減額、省エネルギー対策による補正 補正額：収益的支出 37万円 資本的支出 78万円 補正後の額：病院事業費用 5億7,629万円 資本的支出 4,684万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案決	9/12	
認定第1号	令和3年度下川町各種会計歳入歳出決算認定に	○	○	○	○	○	○	○	—	認定	9/22	付託

	ついて 一般会計及び特別会計(5会計)の決算の認定												
認定第2号	令和3年度下川町公営企業会計決算認定について 下川町病院事業会計の決算の認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	9/22	付託
同意第2号	教育委員会委員の任命について 柘田ともみ氏(再任)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	9/12	
報告第5号	令和3年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 財政健全化審査及び経営健全化審査について いずれも適正と認められる内容の報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	9/12	

(※9/22追加議案)

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
-	「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会」中間報告	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	9/22	
会議案第6号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	-	原案決	9/22	

令和4年11月臨時会議(令和4年11月2日)

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
請願第4号	市町村議会に対する農業生産資材高騰対策対応に関する請願	○	○	○	○	○	○	○	-	採択	11/2	
議案第36号	議会の議決に付すべき財産の取得について ハピネス絆センサー等(あけぼの園) 契約金額:1,813万円	○	○	○	○	○	○	○	-	原案決	11/2	
議案第37号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第6号) 原油価格・物価高騰対策等に係る補正(価格高騰即時給付金事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、飼料価格高騰緊急対策事業、中小企業応援対策事業等) 補正額:6,105万円 補正後の額:55億5,808万円	○	○	○	○	○	○	○	-	原案決	11/2	
議案第38号	令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 下川浄水場建設事業設計変更に伴う継続費の補正 変更額:9,992万円 変更後の額:15億8,051万円	○	○	○	○	○	○	○	-	原案決	11/2	

(※11/2追加議案)

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
会議案第7号	農業生産資材高騰対策対応に関する決議	○	○	○	○	○	○	○	-	原案決	11/2	

令和4年11月第2回臨時会議(令和4年11月7日)

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
議案第39号	議会の議決に付すべき工事請負契約の変更	○	欠	○	○	○	○	○	-	原案	11/7	

	ついで 下川浄水場建設工事 当初契約金額：13億1,230万円 変更金額(増加額)：4,015万2,200円 変更後契約金額：13億5,245万2,200円										可決		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--

令和4年12月定例会議（令和4年12月12日～13日）

議案番号	議案名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
会議案第8号	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 長期欠席等の場合に議員報酬等を減額するための条例を新規に制定するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
会議案第9号	下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 次代の担い手が議員活動する環境を整備する一環として、期末手当支給月数を一般職員と同様に改めるとともに、特別職等との均衡を図るため0.1月分を引き上げするための改正するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
議案第40号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布(定年が段階的に65歳まで延長)されたことに伴い、関係する条例について条建てで所要の改正等を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
議案第41号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告に基づく職員の勤勉手当の引き上げ並びに今後の特別職の職を担われる者に向けた平成15年4月からの独自の期末手当の支給率抑制の見直しに伴い、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
議案第42号	下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告(給料月額引上げ(平均改定率0.26%)及び勤勉手当の引上げ(0.10月分))に伴い、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
議案第43号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第7号) 事業費の確定や見込み、及び緊急を要するものの補正(ゼロカーボン推進事業、就農準備資金・経営開始資金事業、私有林整備支援事業、五味温泉施設管理事業等) 補正額：▲162万円 補正後の額：55億5,646万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
議案第44号	令和4年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 人事院勧告による人件費の補正及び緊急を要するもの等による補正 補正額：47万円 補正後の額：3億7,799万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	
議案第45号	令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号) 人事院勧告による人件費の補正及び長期償還利子確定に伴う補正 補正額：▲25万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	12/12	

	補正後の額：5億5,642万円															
議案第46号	令和4年度下川町介護保険特別会計補正予算(第2号) ※保険事業勘定 人事院勧告等及び額の確定に伴う補正 補正額：▲83万円 補正後の額：5億2,091万円 ※介護サービス事業勘定 事務事業の執行見込みによる補正 補正額：918万円 補正後の額：3億8,621万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	12/12	
議案第47号	令和4年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 人事院勧告に伴う人件費、国庫支出金等の額の確定に伴う補正 補正額：▲5万円 補正後の額：5億4,338万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	12/12		
議案第48号	令和4年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 額の確定に伴う事務負担金等の補正 補正額：▲107万円 補正後の額：6,595万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	12/12		
議案第49号	令和4年度下川町病院事業会計補正予算(第3号) 人事院勧告等による人件費の補正及び新型コロナウイルスワクチン接種(5回目)のための謝礼に伴う補正 補正額：収益的支出 424万円 補正後の額：病院事業費用 5億8,053万円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	12/12		
報告第6号	教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について 対象年度：令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告済	12/12		
選挙第1号	選挙管理委員及び補充員の選挙 任期満了に伴う選挙管理委員及びその補充員の選挙 任期：令和4年12月23日～令和8年12月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	選挙済	12/12	指名推薦	

令和4年1月臨時会議（令和5年1月13日）

議案番号	議案名	斉藤	中田	大西	春日	我孫子	藁谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
議案第50号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第8号) 緊急を要するものに係る補正(町道除排雪事業、小学校のトイレ改修) 補正額：6,313万円 補正後の額：56億1,959万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	1/13	

令和4年1月第2回臨時会議（令和5年1月20日）

議案番号	議案名	斉藤	中田	大西	春日	我孫子	藁谷	小原	近藤	審査結果	議決日	摘要
議案第51号	議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について 下川浄水場送水管敷設工事の契約変更 契約金額：1億7,919万円	○	○	○	○	○	○	○	○	原案決	1/20	

変更金額(減少額) : 557万5,900円 変更後契約金額 : 1億7,361万4,100円												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和4年2月臨時会議 (令和5年2月13日)

議案番号	議 案 名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
議案第52号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 旅費の重複支給等に伴い、町長の3月分給料の20%を削減するもの ※修正内容:「584,000円」(20%減額) →「438,000円」(40%減額)	○	○	○	○	○	○	○	—	修 正 決	2/13	付託
議案第53号	令和4年度下川町一般会計補正予算(第9号) 緊急を要するもの等に係る補正(出産・子育て応援交付金、指定管理者物価高騰対策給付事業(宿泊施設)、スポーツ推進事業等) 補正額: 3,063万円 補正後の額: 56億5,022万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	2/13	付託
議案第54号	令和4年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第4号) 電気料高騰による需用費の補正 補正額: 106万円 補正後の額: 3億7,905万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	2/13	
議案第55号	令和4年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号) 電気料高騰による需用費の補正及び事業確定見込みによる補正 補正額: ±0万円 補正後の額: 5億5,642万円	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	2/13	

令和4年3月定例会議 (令和5年3月6日～16日)

議案番号	議 案 名	齊藤	中田	大西	春日	我孫子	蓑谷	小原	近藤	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
議案第56号	下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 元町団地の公営住宅(1棟4戸)の除去に伴い、条例の別表から削除するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/6	
議案第57号	下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例 町営住宅(中学校校長住宅)の新築に伴い、使用料の設定を行うために別表に追加するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/6	
議案第58号	下川町農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例 町長が任命する農業委員の定数を11人から8人に変更するため所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/16	付託
議案第59号	下川町国営土地改良事業負担金等徴収条例を廃止する条例 全ての受益者分担金の徴収等を終えていることから本条例を廃止するもの	○	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/6	
議案第60号	下川町いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例 下川町いじめ問題対策専門委員会について、同委員会の委員の報酬が規定されていないことから、本条例附則において、「下川町特別	—	—	—	—	—	—	—	—	議 案 撤 回	3/14	付託

(4) 一般質問の実績

一般質問は、議員が町の施策の執行の状況や将来の方針などについて、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すために行うものです。また、執行者の見解や施策について報告や説明を求めることや問い質すこともあります。

一般質問は、6、9、12、3月に開催する定例会議でのみ実施することができ、会議期間中の初日と最終日を除く中日に実施しています。

また、令和3年3月定例会において下川町議会基本条例が新規制定された際に、一般質問における「反問権」が町長のみで付与されました。その後、令和4年3月開催の3月定例会議において、議員発議により下川町議会基本条例の一部改正がなされ、町長のみでなく、教育長、各行政委員会の長（農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員）及び副町長にも付与されることとなりました。

「反問権」とは、答弁者が質問者に対して問い返すことができるというものであり、(1)質問の趣旨・内容確認、(2)質問の背景・根拠、(3)質問に対する逆質問などを行うことをいいます。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	一般質問日
R 4年 6月	6議員	8問	R 4. 6. 14	R 4. 6. 15	R 4. 6. 21
R 4年 9月	5議員	9問	R 4. 9. 6	R 4. 9. 7	R 4. 9. 14
R 4年12月	4議員	7問	R 4. 12. 6	R 4. 12. 7	R 4. 12. 13
R 5年 3月	2議員	2問	R 5. 3. 7	R 5. 3. 7	R 5. 3. 14
R4年合計		26問			

※一般質問の状況は、YouTubeで公開、又は町民会館図書室でDVDを貸出しています。

■令和4年6月定例会議一般質問（6月21日実施）

提出議員	質 問 事 項
春日議員	農業・暮らし(資材・物価高騰)に対する緊急支援について
	不(確実・透明)の時代における自治体の役割と行政改革について
斉藤議員	家計負担軽減の生活支援対策について
中田議員	役場の人材育成戦略
小原議員	「ゼロカーボンシティしもかわ」の確実な推進施策について
我孫子議員	下川町における「ウィズコロナ」のあり方について
	公の施設の設置目的の見直しについて

大西議員	火災時における町内の消火栓及び防火水槽の数の増設について
------	------------------------------

■令和4年9月定例会議一般質問（9月14日実施）

提出議員	質 問 事 項
春日議員	下川が下川でありつづけるため、今、何をなすべきか
中田議員	働き方改革と人材育成について
小原議員	「ふるさと納税」について
我孫子議員	「第2期下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の現状について
	各世代の子ども施策について
	町民からの意見への対応について
斉藤議員	公共施設等の管理の方向性について
	投票環境の向上について
	町民の生活を守る対策について

■令和4年12月定例会議一般質問（12月13日実施）

提出議員	質 問 事 項
我孫子議員	下川町を支える産業の維持・振興策について
中田議員	商工業政策について
	林業政策について
	人材育成戦略について
春日議員	谷町政の総括について
	町長の不適切な旅費請求について
斉藤議員	乳幼児等医療費扶助の拡充について

■令和5年3月定例会議一般質問（3月14日実施）

提出議員	質 問 事 項
我孫子議員	福祉・子育て施策と計画のあり方、および町職員の人材獲得・育成について
春日議員	谷町政8年を振り返り、学ぶことはなにか

▼反問権行使 なし（令和3年定例会中においてもなし）

(5) 文書質問の実績

文書質問は、下川町議会基本条例第20条で「行うことができる」と規定されており、定例会議を実施している月を除く月に実施することができます。また、文書質問は、議員が主体的かつ機動的な議員活動に資することを目的として実施しています。

文書質問制度の運用開始は、令和3年7月からとなっています。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	回答〆切
R 4年 5月	3議員	5問	R 4. 5. 10	R 4. 5. 12	R 4. 5. 27
R 4年 7月	4議員	7問	R 4. 7. 11	R 4. 7. 12	R 4. 7. 27
R 4年10月	2議員	5問	R 4. 10. 11	R 4. 10. 13	R 4. 10. 28
R 4年11月	3議員	7問	R 4. 11. 10	R 4. 11. 14	R 4. 11. 30
R 5年 2月	3議員+ 議会提出	6問	R 5. 2. 10	R 5. 2. 13	R 5. 2. 28
R4年合計		30問			

※文書質問は、定例会議月(3, 6, 9, 12月を除く月)に実施できます。

※文書質問の回答は、各月毎に町のWEBページ、又は議会だよりにて公表しています。

ただし、紙面の都合上、議会だよりでは文書質問の一部のみの掲載となっています。

※8月、1月及び4月の文書質問は議員申し合わせにより実施しませんでした。

※令和5年2月の文書質問は、高校生モニターからの質問を議会として執行側に伝える形で実施しているものも含まれます。

■令和4年5月文書質問

提出議員	質 問 事 項
我孫子議員	公共料金納付や各種手続の利便性の向上に向けた取り組みについて
	コモレビ、バイオビレッジ等の町内公共施設のうち、燻煙材を外壁に用いた施設の補修計画について
春日議員	次世代へ果たすべき責務遂行について
	町有林経営の収支(実態)について
中田議員	公区制度について

■令和4年7月文書質問

提出議員	質 問 事 項
小原議員	自治体DXの情報の取り扱いについて

中田議員	移住・定住のための住宅施策について
我孫子議員	B&G海洋センターの状況について
	下川町における各種表彰のあり方について
春日議員	子どもの安全確保について
	公営住宅等の適切な管理運営について
	総計見直しにおける政策評価について

■令和4年10月文書質問

提出議員	質 問 事 項
我孫子議員	24時間利用可能な公衆トイレについて
	中央省庁や北海道等へ回答した調査書等の公表について
春日議員	町の実情に即した総合経済対策について
	マイナンバーカードの普及について
	施設(植樹柵・遊歩道)整備と管理の最適化について

■令和4年11月文書質問

提出議員	質 問 事 項
中田議員	下川町のインフラにおけるサイバー攻撃対策について
我孫子議員	今年度の地域おこし協力隊の着任状況について
	暮らしやすさ・まちの豊かさを実感できる施策について
	下川町とオリンピックの関係について
	下川町のイメージと実態について
春日議員	町の事務以外の用務等に関する公金支出について
	北海道遺産登録の疑義について

■令和5年2月文書質問

提出議員	質 問 事 項
小原議員	コモレビの太陽光発電について
高校生	下川商業高校生からの要望・意見について
我孫子議員	認定こども園について
	恵林館寄贈図書の有効活用について
	下川町の各種計画の進捗、公表及び「下川町株式会社」の今後の展開について
春日議員	次世代のための町政総括について

(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要

総務産業常任委員会は、下川町議会に常設で置かれている委員会で、町長から提出された議案などを専門に調査、審議する機関です。委員定数は、議長を除く7名で構成されています。

なお、下川町議会での常設の委員会は、本委員会のみとなっています。

所管事務調査は、地方自治法第109条第2項で、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と規定されており、委員会が自主的にその所管する事務について行う調査として実施しています。

令和4年定例会中では、道外と町内の2回の調査を実施しました。各調査の概要は以下のとおりになります。

I 町内所管事務調査

◆ 調査の目的：各種事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に資する。

◆ 調査期間：令和4年10月17日(月)・18日(火)
令和4年 9月21日(水) 3日間

◆ 調査内容：(1) 廃棄物処理場の状況
(2) 浄水場及び送水管建設現場
(3) 流雪溝の管理状況(取水口)
(4) (株)バウアーファームの状況
(5) サンプル牧場の道営草地整備状況
(6) 地域情報通信基盤施設(センター設備)及び地域情報通信基盤施設等の今後の方針について
(7) 郷土資料保存施設(旧菱光小学校)

◆各調査箇所の概要及び所見

(1) 廃棄物処理場の状況

■概要：昭和54年4月に焼却処理施設稼働から始まり、現在では、15の分類で廃棄物の収集を実施している。収集物は、種別毎に保管されている状態である。



設備として、車両重量計は令和3年度に更新を行っている。また、最終処分場は令和4年4月に廃止となっている。

廃食油からバイオ・ディーゼル燃料(BDF)を年間9800製造しており、パッカー車に利用している。

- 所見：場内の整理整頓がきちんとされており、臭気も殆どない状態であった。設備は相当程度経過しており、適切な更新を図るように検討していくべきである。

(2) 浄水場及び送水管建設現場

- 概要：浄水場の建設現場は、調査時は基礎配筋をしている段階である。完成の構造と規模は、鉄筋コンクリート造、一部3階建ての予定であり、また、採用する浄水方式は、最新式の「セラミック膜ろ過方式」で、孔の大きさは0.1ミクロンであることから泥や細菌、微生物を除去できる性能である。計画一日の平均給水量は1,050 m³、給水人口は2,728人である。本浄水場は、継続費による2か年の工事となっている。



送水管に関しては、総延長は約2kmであり、本年度と来年度の単年度発注で工事が施工されるものである。埋設管は、200mm(直径)のダクタイル鋳鉄管GX型であり、埋設深度は約1.5m、施工は調査時点では、1,450mが完了していたものである。

- 所見：当初計画とおりに進捗できるよう、安全にも留意しながら事故のないように工事を進めていただきたい。

(3) 流雪溝の管理状況(取水口)

- 概要：流雪溝は平成2年度に完成し、全体の事業費は、11億3,600万円で、うち町の負担は、1億1,900万円であった。供用開始は、平成2年12月からであり、使用開始時期は令和2年度までは12月1日からであったが、令和3年度からは、11月15日から使用で



きるようになっている。

- 所見：設備整備後、一定の年数が経過していることから、管理運営に万全を期してもらいたい。その際には、老朽施設の点検と、当初の目的どおりに使用できない状況であれば設置主体とも協議を進め、国・道、町（消防を含む）と下川流雪溝管理運営協議会とが協議を実施していくべきである。

(4) (株)バウアーファームの状況

- 概要：(株)バウアーファームの代表取締役である表 朋昭氏は、平成 23 年に夫婦で繋ぎ牛舎 70 頭規模で営農を開始している。今回、調査の目的としたフリーストール牛舎等の設備は、令和 2 年度畜産・酪農収益力強化整備等対策事業により建築され、令和 3 年 12 月に竣工した。総事業費は、6 億 500 万円で、国庫補助金は、2 億 5,748 万 7 千円、町補助金は、1 億円となっている。建築面積は、フリーストール牛舎が約



2,698 m²、コンポスター棟が約 159 m²であり、ロボット搾乳機が 2 機装備されている。現在の飼養頭数は 150 頭であり、うち搾乳牛は 116 頭である。将来の飼養頭数は 168 頭規模を想定している。

- 所見：事業は順調に進捗しているようにみられるが、本農場に限らず飼料高騰などにより厳しい営農環境にあることから、町としては今後においても十分なサポートをしていくべきである。

(5) サンプル牧場の道営草地整備状況

- 概要：調査時点の入牧頭数は 200 頭弱であり、ポンプ室の器機更新は令和 3 年度に実施しており、本年度から供用開始しているが、水のトラブルはなかった。

草地更新においては、もともとオーチャードグラス主体であったが、更新の際には、草地管理の面から株が張りづらくて草丈が 30cm 程度と短く、また、糖度も高いため牛が喜んで食べる「ペレニアルライグラス」を主体としている。



- 所見：サンプル牧場は、指定管理者である北はるか農業協同組合が管理を行っているが、良好な管理を行っていることが認められる。今後においても、社会情勢をみながら受入体制の構築を図るとともに、設備更新等を実施していること

から、さらに有効活用を図られるよう望むものである。

(6) 地域情報通信基盤施設（センター設備）及び地域情報通信基盤施設等の今後の方針について

■概要：地域情報通信基盤施設のセンター設備内には、行政情報告知端末機（電話機能含む）のサーバーやテレビ放送受信設備が設置されている。設備は、札幌のNTTデータセンターにおいて遠隔管理を委託しており、現在は、サーバー6台で運用している状況である。施設の中は常に28度に保たれている。同じ設備が一の橋地区にも設置されている。

今後の方針としては、これらの機器は既に耐用年数を超過しているが、設備保守の中で維持させている状況であり、設備全体の更新には約2億5千万円が



必要であり、全町全台又は一部交換し、スマートフォンでの受信も可能とするか検討中である。

なお、行政情報告知端末機は、10月13日現在で、1,713台設置されているが、稼働は1,227台であり、稼働率は67.8%となっている。

■所見：今後、行政情報告知端末機の維持方針に関しては、早急に判断して町民にその方針を示すべきである。その際には、地域防災情報の観点も付け加えるべきである。また、地域情報通信基盤施設内はその重要性から常に整理整頓を心がけるべきである。

なお、UHBの地デジ広報でも地域情報を閲覧することができるが、平準化してどの方法でも同様の情報を入手できるようにしておく必要がある。

(7) 郷土資料保存施設（旧菱光小学校）

■概要：本件は、本来の調査期間とは別の日程として、9月21日に執行機関の現地調査に同行する形で、町内所管事務調査として実施したものである。

この施設では、郷土史料として発掘されたものや町民等から寄贈を受けたものの、ふるさと交流館や郷土資料



展示保存施設「札天山収蔵館」において展示できなかった史料を保存しているものである。しかし、大型のものや寄贈者不明な史料もあることから、今後整理が必要である。

- 所見：当時としては目的を持って収集した史料であり、その経緯経過を踏まえて対処すべきであることから、郷土資料展示保存施設「札天山収蔵館」に移送できるものは移送し、寄贈者が分かるものは返納するなどの整理を行うなど、なるべく早くに方針を示すべきである。

■総合所見

議会や委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

II 道外所管事務調査

- ◆ 調査の目的：懸案事務事業及び議会活性化に資する調査を行い、今後の行政推進に資する。
- ◆ 調査期間：令和4年10月4日（火）～7日（金）4日間
- ◆ 調査事項：
 - (1) 岐阜県郡上市
 - ・山づくり構想について
 - ・林業の後継者育成等事業について
 - (2) 神奈川県横浜市
 - ・SDGs未来都市の取り組みについて
 - ・市庁舎見学

- ◆ 調査の概要と所見

- (1) 岐阜県郡上市

- 山づくり構想について

- 〈山づくり構想〉

- 山づくり構想は2010年3月に策定。豊かで美しい山を実現するために基本理念に基づく3つの基本方向（市民生活を守る「安心」、森林資源の利用「循環」、地域づくり「活力」）、8つの基本的施策（災害に強い山づくり、多様性のある山づくり、快適な森林空間づくり、木材資源の循環、森林資源の利用促進、山を支える人づくり、地域を支える人づくり、林業を支える人づくり）により山づくりを進めることとしている。

- 毎年度、構想に基づく施策の実施状況報告書を作成している。令和3年度は、次世代型架線集材研修、林業就業移住支援、幼稚園・保育園の木育推進を特別に実施

した。

次世代型架線集材研修では、研修生 5 名、見学会 32 名の参加により、架線施業における省力化と安全性を検討するため、次世代型油圧集材機（油圧式タワーヤーダ）の架設、運行、撤去及びドローンによる架線予備線架設の研修会を開催した。

林業就業移住支援では、県外から市内の林業事業体に就業、定住した者に、単身者 60 万円、世帯 100 万円の給付を県と共に開始した（県 3/4、市 1/4 負担）大阪府 1 名と千葉県 1 名の単身者が郡上市民となり、2 事業体に就業している。

木育推進では、小学校入学時には、学童机保護天板(YUMEITA)作成体験、小学校高学年から中学校で踊り下駄作成体験、乳児には、令和 2 年度から 9・10 か月検診の時に木製玩具のカタログブックを配布し、その中から 1 点を贈呈している。幼児期の体験が提供できていなかったため、令和 3 年度から県の森林環境税を活用し、幼・保育園で木製ジャングルジム製作体験を行い、生後から義務教育期間まで、一貫した木育の推進を図った。

木の駅プロジェクトでは、放置された間伐材を山から運び出す際、その地域の個人や団体が自らの軽トラック等で運搬。地域づくり団体が原木から薪へ加工し、温泉や一般家庭のエネルギーとして活用する。間伐材を出した人には薪として 1 m³ 1 万円で買い取り、地域内でお金を循環させている。

〈高鷲財産区〉

合併後、地方自治法の規定により、旧高鷲村の村有林を高鷲地域が管理をする目的で高鷲財産区が設置され、現在は高鷲財産区管理会が管理している。高鷲財産区桑ヶ洞禁伐規約は、元々旧高鷲村の条例で昭和 51 年制定し、議会の議決ではなく、高鷲町内に在住する世帯の 3 分 2 以上の賛成がないと皆伐させないというもので、スキー場などの開発があったことから、山を守ることが目的である。合併により郡上市に条例を引き継ぐことができなかったことから、高鷲財産区管理会の規約として、考え方を継承している。



郡上市担当者の説明



高鷲財産区管理会の説明

郡上市の木育

○乳児期
木製玩具贈呈
(市内製造)



↓

○幼児期
木製ジャングルジム体験
(市内製作)



↓

○小学校
学童机保護天板製作体験
(市内製作)



↓

○中学校
踊り下駄製作
(市内製作)



郡上市の木育

高鷲村から引き継いだ桑ヶ洞禁伐規約

[高鷲財産区桑ヶ洞地区林禁伐規約]

(目的)

第1条 この規約は、高鷲財産区桑ヶ洞地区林を永久に水源涵養地として林地の保護と保全を図るための施策計画を樹立し、撫育に意を注ぎ、もって高鷲財産区財産の蓄積に資することを目的とする。

(保護、保全地域)

第2条 保護、保全のため禁伐とする場所および面積は、別記のとおりとする。

(保護の方法)

第3条 財産区は、前条に掲げる地域内の林地保護のため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 桑ヶ洞地区林整備計画の樹立並びに施策の推進

(2) 火災の予防及び盗伐の防止

(3) 境界標、その他標識の保存
(皆伐の禁止)



禁伐の碑

第4条 第1条の目的を達成するため林地の皆伐は、次に掲げる理由により高鷲町内に在住する世帯の3分の2以上の賛成を得た場合を除き禁止する。

(1) 高鷲町内の公共的施設等の整備に多額の費用を要し、多額の自己財源を必要とするとき。

(2) 高鷲町内に大きな災害を受け、その復旧に多額の自己財源を必要とするとき。

2 前項各号の適用については、真にやむをえないものに限り、安易な適用は厳に戒めるものとする。

3 第1項において皆伐を禁止したが、撫育のために行なう間伐は、樹勢と林価を高めるために必要に応じ繰り返して実施するものとする。

(委任)

第5条 この規約の施行に関し必要な事項は、高鷲財産区が別に定める。

附 則

この規約は、郡上7か町村が合併し、郡上市となることから旧高鷲村桑ヶ洞村有林禁伐条例の趣旨に基づき定めるもので、平成16年7月28日から施行する。

別記(第2条関係)

郡上市高鷲町大鷲字桑ヶ洞3276番地	保安林	1,026,723㎡
同上	字矢所3275番地 山林	96,654㎡

高鷲財産区桑ヶ洞地区禁伐規約

・林業の後継者育成等事業について

森林施業に必要な資格取得等に係る経費を補助する林業技術者育成事業など、4つの事業を行っている。

令和3年度の鳥獣被害対策実施隊は345名であり、実施隊員を維持するため、第一種銃猟免許取得に必要な経費及び猟銃等の購入並びに所持許可に係る経費の補助を3名に行った。鳥獣被害対策実施隊と猟友会の2つの団体は連携しており、猟友会に入っていないと実施隊員になれないという案内をしている。

○林業技術者育成事業	
1 森林施業に必要な資格取得、研修会、講習会等の受講に係る経費（受講料、テキスト代及び受験料）	
補助対象者	市内に住所を有する者若しくは市内に通学する者又は市内に事務所等を有する団体
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、高校生については10分の10以内の額とし、1人当たり上限10万円
2 上記研修等が平日に実施される場合は、受講者の1日分の賃金相当額	
補助率又は補助金額	使用者が支払う1日分の賃金相当額。ただし、1人当たり1日につき上限3,000円とし、他に補助がある場合にはその差額とする
3 高性能林業機械等の森林施業の実地研修に係る経費（報償費、旅費、宿泊費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料、実地研修に必要な機械器具等の購入費（高性能林業機械等の国県の補助対象となるものを除く））	
補助対象者	市内に事務所又は事業所を有する森林組合、林業事業体等
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、機械器具等の購入費については1機あたり上限50万円
4 国県補助対象となる高性能林業機械等の購入費。ただし、森林施業の実地研修を行う場合のみ対象とし、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に購入したものに限り	
補助率又は補助金額	1機あたり国県補助事業費の10%以内
○人財育成団体支援事業	
1 労働安全対策に関する研修に係る経費（報償費、旅費、宿泊費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料）	
補助対象者	市内に事務所又は事業所を有する森林組合、林業事業体等
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、1事業あたり上限20万円

○新規林業就業者確保対策事業	
1 インターンシップ等の受け入れに係る経費（研修生に対する旅費、宿泊費、需用費（食糧費を除く）、役務費）	
補助対象者	市内に事務所又は事業所を有する森林組合、林業事業体等
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、1人あたり上限10万円
2 合同企業説明会等への参加に係る経費（参加費、旅費、宿泊費（食糧費を除く））	
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、1人あたり上限10万円
3 新規林業就業者に対する防護服等安全対策用具の購入費	
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、1人あたり上限10万円
○有害鳥獣森林被害対策事業	
1 新規の第一種銃猟免許取得に必要な経費、猟銃等の購入、所持許可に係る経費（旅費、食糧費を除く）で次に掲げるもの	
1) 各種の講習及び試験又は申請に係る経費	
2) 猟銃及び保管庫等の購入費	
3) 教習射撃に係る経費	
4) 狩猟登録に係る経費	
補助対象者	市内に住所を有し、第一種銃猟免許及び猟銃所持許可を取得したもので、 ①郡上市猟友会に入会 ②市が任命する鳥獣被害対策実施隊に入隊 ③有害鳥獣の捕獲や被害防止対策の実施に継続的に取り組むことを誓約した者
補助率又は補助金額	2分の1以内の額 ただし、1人あたり上限10万円

【所見】

山づくり構想は、近年の国内木材産業の低迷や高齢化などによる所有者の山離れにより、林地の荒廃化が進んできたことから森林の持つ公益的・経済的機能の低下による市民生活への懸念を端に発している。その中で、山の恵みを活かす仕組みづくりや人づくりを進めることを目的に、森林整備事業やそれらを支えるために林業就業移住支援や林業技術者育成事業などを実施してきている。下川町においても林産業は本町の主要産業の一つであり、また、憩いの場であり、学習の場としての活用もされてきている。林産業の担い手不足や後継者難は、本町においても解決を図っていかねばならない課題である。

また、郡上市は、郡上郡7町村の合併により平成16年3月に誕生した市であるが、その中の「高鷲村」は下川町の母村である。たかす開拓記念館では「北の大地に夢を描き北海道へ渡った」住民として下川町の展示コーナーも設置されており、繋がりを意識していることが窺える。本町においても、世代交代が進むことによって、その歴史が埋没し希薄化していく事実は痛ましいものがある。

このことから、下川町の歴史を今一度振り返り、母村との積極的な交流を進めていくべきであり、今後の取り組みに期待するものである。

(2) 神奈川県横浜市

・SDGs 未来都市の取り組みについて

ヨコハマ SDGs デザインセンターは、横浜市と民間事業者が共同で設立・運営する組織で、SDGs の達成に向けて、市内外の多様な主体が持つニーズとシーズをつなぎ合わせ、横浜における環境・経済・社会的課題を解決するための中間支援組織である。

内容としては、「つかむ」「つなぐ」「つくる」「つたえる」の4つの体系からなっており、「つかむ」はSDGsに関する相談受付（ニーズ・シーズの収集）、「つなぐ」はSDGs達成に向けた多様な主体間のマッチング、「つくる」は試行的取り組みの実施、「つたえる」はWeb・メールマガジン・SNS等による取り組みの発信である。

組織のメリットとしては、民間のノウハウやネットワークがあり、事業者から相談があった時は、様々なアイデアが生まれるなど、相談支援が充実する。ニーズとシーズのマッチングにすぐ繋がられる。

運営費について、地方創生推進交付金を活用しているが、この交付金はいつまであるか分からないため、自ら稼いで、組織を続けていけるような仕組みの構築が課題としてある。

実績として、会員数は1,400社で、運営主体は公募をしている。相談対応実績は年間350件。内容としては、Y-SGDs（横浜市SDGs認証制度）の相談が多くなって

きている。

Y-SDGs は、横浜市内外の企業・NPO 法人・各種団体などが、持続可能な経営・運営への転換等を目指すことを支援するための制度であり、各評価項目における取組状況に応じて、3つの区分（最上位・上位・標準）で認証する。認証期間は2年間で、手数料は無料となっており、年3回程度受付をしている。

ポイントとなる点は、中小企業診断士が申請内容についてヒアリングをして評価していることや、地域金融機関との連携し、認証を取得した事業所の支援を行っているところであり、現在7回目の募集で429事業者の申請がある。そのうち、約4割が建設業となっている。

今年で200社以上を新規認証予定であり、今年度中には500社を超えると予想している。認証のメリットは、認証マークを使用することができることやホームページ等でPRできることである。また、事業者の取り組み内容を、市のホームページ等で紹介しており、イベントやセミナーへの優先案内や認証事業者同士の交流会への参加ができる。横浜市の総合評価入札方式で一部加点されることから、建設業の応募が多くなっていると考えている。



横浜市担当者の説明

・市庁舎見学

今回の市庁舎は8代目であり、令和2年6月に全面供用開始しており、地下2階・地上32階・塔屋2階となっている。高い構造性能を有する中間免振に加え制振装置を配置したハイブリット免振を採用している。万が一の大災害における建物の損傷防止に加え、什器の転倒を防止する効果がある。さらに、主要な設備機器を津波による浸水の恐れがない高さ（4階）に設置するとともに、7日間使用できる非常用電源と飲料水・トイレ洗浄水を確保し、災害時にも市庁舎機能を維持することができる。高い断熱性能を有する外壁の採用や空調・照明などにおける高効率機器の採用、自然通風・太陽光発電など自然エネルギーを最大限利用した低炭素型の庁舎である。

旧庁舎は約 20 か所のビルに執務室が分散しており、市民等に不便をかけていたが、50 年が経過したことや、東日本大震災の経験、職員の働き方を見直す大きな契機と捉え、整備を進めた。



市庁舎見学の様子

【所見】

横浜市は、下川町と同じく平成 30 年度に SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業にも選定された自治体である。市の「SDGs 未来都市計画」では、推進体制におけるステークホルダーとの連携の項目の中で、下川町と同市の戸塚区川上地区連合町内会との友好交流協定についての記載がある。本町においても、関連ある計画の中で掲載していくことで町内外へのアピールに繋がるものと思う。他地区との交流は行政のみでなく、住民レベルでの交流も必要であり、こうした繋がりを大切にしながら継続していくことが必要である。

市庁舎は、令和 2 年度に全面供用開始されているが、ここ最近新築された庁舎と同様に、万が一の災害を意識した構造になっており、中間免震層の設置や主要な設備機器を津波による浸水の恐れのない 4 階に設置するなどの対策が取られている。また、環境への配慮も充実し、BELS(ベルス(建築物エネルギー性能表示制度))や CASBEE(キャスビー(建築環境総合性能評価システム))においても最高ランクを取得している。

本町においても、現庁舎は昭和 49 年に建築されてから 48 年を経過し、耐用年数である 50 年まではあとわずかである。財政規模は違うが、このような先進的な事例や知見を踏まえ、今後のあり方について検討を進めていくことが必要である。

(7) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会における調査の実施概要

特別委員会は、地方自治法第 109 条第 4 項で、「議会の議決により付議された事件を審査する」とされています。

特別委員会は、町政の重要課題のうち、特定の事項の調査を実施するために本会議の議決により設置されます。

下川町議会脱炭素推進調査特別委員会は、令和 3 年 3 月定例会議の最終日である 3 月 18 日に、「下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議」の議決により設置されました。設置の目的は、脱炭素の推進に関する調査としております。

本特別委員会では、下川町議会における脱炭素推進に関する行動指針や行動案の内容について協議を行ってきたほか、実効性のある脱炭素社会の推進に資するため道内先進地への視察調査も実施してきました。

以下に、道内視察調査を含む中間報告のほか、最終結果報告を掲載します。

I 中間報告

(令和 4 年 9 月 22 日 9 月定例会議最終日に議場において報告)

◆ 開催年月日及び場所

令和 4 年	4 月 1 2 日	第 1 回特別委員会	議会委員会室
令和 4 年	5 月 2 日	下川町議会における脱炭素の 行動指針に関する決議	議場
		下川町議会における脱炭素の 推進について記者会見	4 階中会議室
令和 4 年	6 月 2 2 日	第 2 回特別委員会	議会委員会室
令和 4 年	7 月 5 日	道内視察調査：ニセコ町	
令和 4 年	7 月 7 日	道内視察調査：当別町、三笠市	
令和 4 年	9 月 2 0 日	第 3 回特別委員会	4 階中会議室

◆ 調査経過

令和 4 年 3 月 18 日、令和 3 年下川町議会定例会 3 月定例会議最終日の本会議において、下川町議会脱炭素推進調査特別委員会の設置に関する決議が提案され、委員会条例第 5 条の規定に基づき設置された。

特別委員会は 3 回開催、道内視察調査に全委員を（議長同行）を派遣した。

会議及び視察等の概要は、次のとおりである。

(1) 第1回特別委員会

日時：令和4年4月12日

概要：ゼロカーボン推進室から、実行計画策定スケジュール等の説明と意見交換、下川町議会における脱炭素推進の行動について、行動指針案や行動案の内容について協議を行った。また、実行性のある脱炭素社会の推進に資するため道内視察調査を行うこととし、調査先をニセコ町、当別町、三笠市と決定した。

(2) 下川町議会における脱炭素の行動指針に関する決議

日時：令和4年5月2日

概要：令和4年下川町議会定例会5月臨時会議本会議において、第1回特別委員会で協議した行動指針と、その具体的な行動の決議を行った。

(3) 下川町議会における脱炭素の推進について記者会見

日時：令和4年5月2日

概要：令和4年下川町議会定例会5月臨時会議閉会后、決議した内容の記者会見を行った。

(4) 第2回特別委員会

日時：令和4年6月22日

概要：視察先の事前調査を行い、各委員から出された質問内容を調整、協議。具体的な視察行程や新型コロナウイルス感染防止対策の確認を行った。

(5) ニセコ町、当別町及び三笠市視察調査

日時：令和4年7月5日、7月7日

概要：

①ニセコミライ (SDGs 街区) 事業について (ニセコ町)

2050年二酸化炭素実質ゼロ表明を令和2年に行っており、一番の核となるのが高気密高断熱の取り組みで、湿度温度変化の管理などを進めていく。高気密高断熱の取り組み順位として、①躯体の断熱性強化②省エネ設備の導入③再エネ設備の導入、この順番が鉄則である。

ニセコミライ事業は最大450名が入る住宅街で、SDGsの理念を踏まえた新たな生活空間を形成する取り組み。取り組みの経緯として、平成27年の国勢調査の段階で約550名が町外からニセコ町に働きに来ており、住みたくても住めないという状況であった。また、これまで2回町内でアンケートを行った結果、住み替えをしたい人が、過半数を大きく超えた。主な理由は、①冬でも暖かく快適な家に住みたい②除雪や草刈りなどの管理が大変③光熱費を抑えたいという結果から、解決できる住宅街が必須となった。

住宅の断熱性能を国内最大水準 (Ua 値 0.25W/m²K 以下) とし、この数値まで持

っていくと暖房はエアコンのみで足りる。また結露も一切起きない。断熱材が駄目にならないことで、建て直しを含むトータルのランニングコストがかからない住宅。ドイツでは孫の世代まで住宅が使えるとされている。現在は、土地の造成工事を行っており、来年、第一工区の1棟目を予定し分譲や賃貸を始めていく。

ニセコ町の二酸化炭素発生の約7割が建物由来になっている。家庭や事業所から出る燃料や電気の二酸化炭素が7割を占めている。残りの2割が交通で、最後の1割が農業などの産業となっている。ここの7割を無くすことに重点を置いて、まずは住宅等の高気密高断熱に取り組む。できれば観光事業者にも取り組んでもらいたいと思っており、そのための宿泊税導入というのも視野に入れて現在進めている。



②ニセコ町役場新庁舎見学（ニセコ町）

新庁舎は、令和3年3月19日竣工。防災の拠点をつくる（熱と電気をつくるLPG コージェネレーションを導入）、環境に配慮した施設をつくる（躯体外皮性能0.18W/m²K）、子どもの利用の視点に立った施設をつくる（キッズコーナー、授乳室の設置、小動物など隠れキャラクターの設置）、町民に開かれた拠点をつくる（町内木作家によるテーブル・椅子の設置、1階談話室や3階のフリースペースなど町民に開かれた空間の設置）、自然との調和を大切に施設をつくる（自然採光を取り入れるために、トップライトやハイサイドライトを設置）、ニセコらしい整備手法でつくる（まちづくり町民講座やワークショップ、幼児センターの子どもたちによる建設地で採れた粘土を混ぜてレンガを焼いたものを使用）、これら6つの基本コンセプトで建設された。

建設面積1,697.70 m²、延床面積3,374.22 m²、地下1階地上3階鉄筋コンクリート造で、工事費は18億6,230万円（うち環境補助金1億7,428万円、地方債15億8,380万円）となっている。

基本設計を行う事業者を、指名型プロポーザル方式、工事は総合評価入札で決定。基本設計完成までに、役場特別職と管理職で構成される新庁舎建設検討委員会を6回、係長職で構成される作業部会を7回、町民講座を2回、ワークショップを2回開催した。これらの中で出た意見を図面に落とし込み基本設計が完成した。

旧庁舎の面積案分で360万円ほどの燃料費がかかると想定していたが、1年使

用し180万円で済んでおり、熱が逃げない庁舎になっている。また、震度7でも耐えられる構造となっている。



③総合体育館への災害対応型再エネ設備導入事業について（当別町）

総合体育館災害対応型再生可能エネルギー等導入事業は、環境省の「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業補助金」を活用し、町内の防災拠点の中で最大級の収容人員のある総合体育館に、緊急時だけではなく通常時も活用できる再エネ設備を導入した。

導入した設備は、太陽光パネル（壁面タイプ・発電出力45.6Kw・設置枚数190枚）、木質ペレットボイラー（定格熱出力350,000Kcal/h・タンク容量7t）、リチウムイオン蓄電池（蓄電池容量84.4kwh・個数40個）、体育館アリーナのLED化（消費電力150w・灯数58灯）、見える化モニター（発電量・蓄電池残量・日射量・気温）。

停電時には、曇りが続いても2日間まで電気を使うことができ、木質ペレットボイラーは、サイロに1週間分のペレットが入り、厳冬期でも最高7日間運転できる。

当初、太陽光パネルは屋根に設置する予定であったが、防水や強度の問題から壁面に変更した。実績から、屋根の方が発電量が多いが、冬は雪による照り返しにより、壁に設置している方が発電量が多い。冬に暖房等がないと困ることから、壁に設置した方が継続して使っていけると考えている。



④ゼロカーボンの取組みについて（三笠市）

平成23年度から室蘭工業大学と連携して、UCG（石炭地下ガス化）の実験に取

り組んでいる。地下の石炭層にそって穴を開け、酸素を送り込んで着火し、還元反応から水素や一酸化炭素などの可燃性ガスが発生するため、それを地表で回収して発電などに使用する技術である。

自然に恵まれた土地である一方で、再エネポテンシャルが低いという状況が見えてきており、安定的に地域でエネルギーを生産し供給するため、未利用資源から保存や運搬が可能な水素を製造して地域で活用することができないかと考えた。

H-UCG（ハイブリット石炭地下ガス化）は、石炭や木質バイオマスを活用して可燃性のガスを生産し、発電や水素の製造を行う事業となっており、同時に水素製造過程で発生する二酸化炭素を農業利用や地下貯留を行い、二酸化炭素実質ゼロを目指している。現在は、水素の製造から供給までの仕組みや水素の販売価格など、トータルでの実現性を評価する調査を進めている。二酸化炭素の地下貯留実験には1億円以上費用がかかるため、企業版ふるさと納税を活用した。この実験は今年度の8月から予定している。

H-UCG の運営会社をどうしていくかを現在議論している最中である。実証するにあたって5年ほどかかる。水素制度の確立、商業ベースに持っていけるかがポイントになる。



(6) 第3回特別委員会

日時：令和4年9月20日

概要：中間報告について、委員間討議を行った。

◆ 今後の予定

(1) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会中間報告

日時：令和4年9月22日（木）

場所：議場

概要：本報告書のとおり

※「本報告書のとおり」=ここに記載の内容で、特別委員会委員長が議場で報告していることからこの記載となっています。

II 調査結果報告

(令和5年3月16日 3月定例会議最終日に議場において報告)

◆ 開催年月日及び場所

令和4年 9月20日	第3回特別委員会	議会委員会室
	下川町議会脱炭素推進調査	
	特別委員会中間報告	議場
令和4年10月31日	第4回特別委員会	議会委員会室
令和4年12月12日	第5回特別委員会	議会委員会室
令和5年 3月 6日	第6回特別委員会	議会委員会室

◆ 調査経過 (9月中間報告から) *令和4年9月22日に議場で中間報告を発表しています。

令和3年下川町議会定例会3月定例会議において本特別委員会が設置され、その後9月20日に中間報告を行ったところである。

これまでの経過については、令和4年9月20日の中間報告のとおりであり、中間報告協議の際の開催を含め、特別委員会は4回開催され、その概要は次のとおりである。

(1) 第3回特別委員会

日時：令和4年9月20日

場所：3階委員会室

概要：令和4年定例会9月定例会議の最終日の中間報告に関し、その内容について協議を実施した。

(2) 第4回特別委員会

日時：令和4年10月31日

場所：3階委員会室

概要：枝廣淳子氏を講師として、ゼロカーボンに係る勉強会を開催し、全体説明を聴講後、意見交換を実施した。

町では、枝廣氏を講師として、令和4年7月4日、10月11日の2回にわたり、町民向けにゼロカーボン推進勉強会を実施している。今回の勉強会はそれらの内容を含めて、ゼロカーボンに関して理解を深めることを意図して実施を企画したもの



であり、最も切迫した地球環境問題の一つである温暖化に関する実態やそれらが環境にもたらす影響などについての説明があった。また、2015年のパリ協定に関する解説の後、環境における実際の二酸化炭素の動きや下川町の現状と課題に関する説明があったところである。

これらの説明とその後の質疑応答により、議員全員でゼロカーボンに関する理解を深めたところである。

(3) 第5回特別委員会

日時：令和4年12月12日

場所：3階委員会室

概要：ゼロカーボン推進戦略室から、「下川町地球温暖化対策実行計画」策定に係る経過について報告を受け、今後の方向性などについて意見交換を行った。

(4) 第6回特別委員会

日時：令和5年3月6日

場所：3階委員会室

概要：ゼロカーボン推進戦略室から、前回の特別委員会で経過報告を受けた以後の実行計画策定に係る経過について報告を受け、意見交換を行った。

◆ 今後の予定

(1) 下川町議会脱炭素推進調査特別委員会最終報告

日時：令和5年3月16日

場所：議場

概要：本報告書のとおり

◆ 調査結果

当初、下川町地球温暖化対策実行計画案の策定は、令和4年12月に議会に対する計画素案説明、令和5年3月に計画案報告の予定との説明であったが、第5回特別委員会時の所管課の報告では、令和5年6月頃になるとのことであった。

第6回特別委員会の際の説明では、さらに遅れ7月頃になるとのことであったため、今定例会会期中における実行計画に関する結論は出ないものと判断したところである。

以上のことから当委員会としては、実行計画の策定に際して、さらに住民参加による議論を深めていただき、SDGs 未来都市しもかわに相応しい、より良い実行計画の策定となるよう望むものである。

また、下川町議会は、令和3年下川町議会定例会3月定例会議において、「ゼロカーボ

ンシティしもかわ宣言の推進に関する決議」を採択し、その決議内容を議会の行動として具体的に示すために、令和4年5月2日の令和4年下川町議会定例会5月臨時会議において、「下川町議会における脱炭素(ゼロカーボン議会)の行動指針に関する決議」を採択したところである。

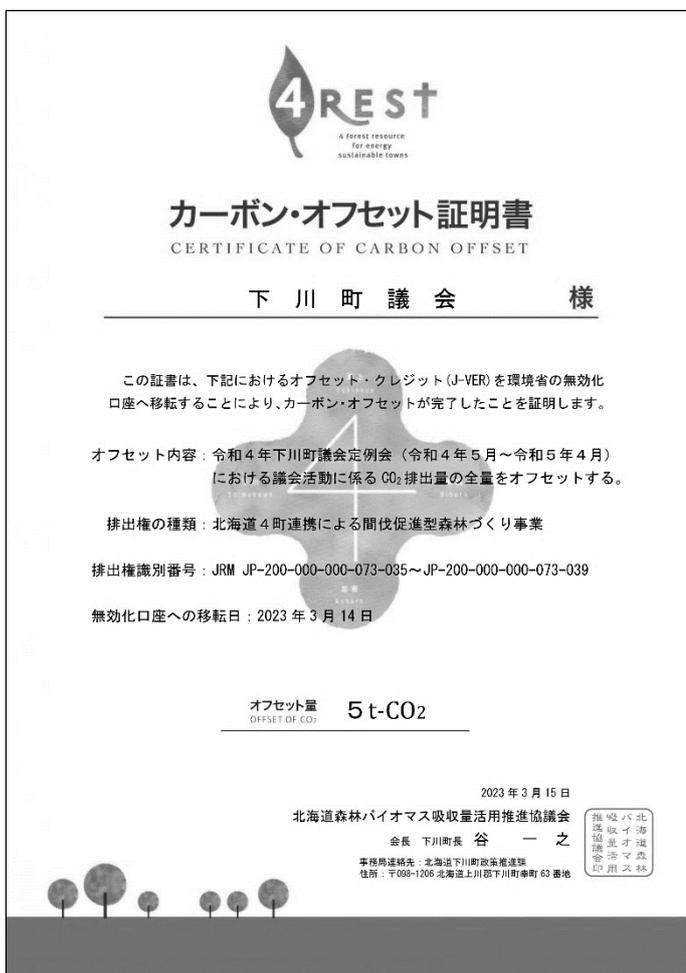
決議による行動指針を実践するために、議会活動における二酸化炭素の排出量の削減に努め、削減できなく排出してしまう二酸化炭素については、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会が保有するオフセット・クレジット (J-VER) により相殺して、二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン議会」を進めてきた。

その結果、令和4年5月から令和5年2月までの実際の議会活動における電気使用量における二酸化炭素排出は、283kg-CO₂、また、議会参集、会議及び研修視察等における交通利用での二酸化炭素排出量は、3,735kg-CO₂となったところである。しかし、オフセットの実施には、令和4年下川町議会定例会の全会期中を対象とすることが決議の趣旨にも適うものであることを鑑みることから、今後の3月及び4月の活動を排出予定量として、電気及び交通利用を合わせて、225kg-CO₂と見込み、会期中の合算は、4,243kg-CO₂と積算するものである。従って、クレジットとして購入する会期中の議会活動による二酸化炭素排出量を5t-CO₂としたところである。

これら排出された二酸化炭素(予定量を含む)については、北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会のオフセット・クレジットによるカーボン・オフセットを3月14日付けで行い、カーボン・オフセット証明書の交付を受けたところである。当該クレジットにおける相殺は、55,000円となった。

以上により、下川町議会における議会活動の二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする活動が実践できたものである。

以上の報告をもって、今期における特別委員会の活動の経過と結果の報告とする。



(8) 広聴広報活動（広聴広報特別委員会）

下川町議会では、議長を除く全議員で、議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関することを目的に「議会広聴広報特別委員会」を設置しており、次の活動を行っています。

①議会だよりの発行

- ・5月、8月、11月、2月に発行（※各号の概要は資料編に掲載）
- ・発行部数：1,700部
- ・配布方法：公区を通じて全戸配布
その他、役場庁舎、総合福祉センター、公民館窓口にて配布
- ・下川町ホームページの下川町議会のページに掲載（PDF形式）

②町民意見交換会（井戸ばた会議）の開催

平成27年度より、町民から議会活動や町政に対して直接意見を伺う機会として、町民意見交換会（井戸ばた会議）を定例会前に開催してきました。昨年度はweb形式による意見募集という形を取りましたが、新型コロナウイルスの町内感染状況を踏まえ、令和4年11月に、約2年9か月ぶりに対面形式で実施しました。

こちらについては、出席者が4名という結果となりました。それでも直接町民から意見を伺う重要性を実感しました。井戸ばた会議については、以前より参加者の減少と固定化の傾向がみられるため、複数の開催時間帯を設けることや、各種団体の会合に合わせて議会から赴くなど、開催にあたっての工夫が引き続き課題となっています。

③議会モニター制度

平成30年度から、下川町議会では、「下川町議会モニター設置要綱」を制定し、18歳以上の町民6名から議会活動や町政に対する多様な意見、批判、提案等を受けて、これらを議会活動に反映させてきました。

議会モニター制度は、下川町議会基本条例においても、第17条第3項で条文化され、令和4年度の議会活動においても、6名の議会モニターを委嘱しました。

- ・令和4年度議会モニター：6名（男性3名、女性3名）
- ・委嘱期間：令和4年5月～令和5年3月

コロナ禍のため、議会モニターの皆さんと直接対面して意見を伺う機会はありませんでしたが、定例会議後にYouTubeを視聴して頂いたり、議会だよりに目を通していただいたうえで議会活動等に対する意見や感想を提出していただきました。

提出いただいたご意見やご提案等への対応のうち、いくつかを紹介します。

- ・「コロナが落ちついてきましたら、井戸ばた会議など対面で意見交換できる場を設けていただきたいです」（議会だより 8月号掲載）

このご意見については、11月に井戸ばた会議を再開することで対応できましたが、開催方法等については、次期においても引き続き検討が必要です。

- ・「議会だよりの配布場所・閲覧場所を増やしてほしい。コモレビに置いていただけたら助かります」（議会だより 5月号掲載）

こちらの課題は、令和5年度の議会活動において検討することになります。

このほかにも、様々な意見を提出していただきました。SNSでの発信など、今日的な課題についてもご指摘をいただきましたが、対応する人材不足など実現が難しい状況にあるものもあります。令和5年度以降も議会モニター制度を継続して、より多くの町民に議会活動へ興味関心を持っていただくとともに、引き続き町民からのご意見を議会活性化につなげていきたいと考えております。

* 下川商業高等学校生の議会見学

議会モニター制度の開始に合わせて、モニター事業の一環として「議会に興味や関心を持ってもらうことを目的」に、下川商業高等学校3年生を招いての「議会見学」も始めました。令和2年からは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点からの傍聴制限などにより一般質問の傍聴をしていただくことができなかったことから、役場庁舎3階の議会スペース（本会議場、正副議長室、応接室など）の見学や議員との意見交換会として実施をしています。令和4年度は、12月7日に実施し、34名の生徒に参加していただきました。

また、意見交換は代表の8名の質問に対して議員が回答する形式で行いました。その後参加していただいた生徒の皆さんからは、議会に対するご意見やご感想、まちづくりに対する提案など、議会活動への貴重なご意見をいただきました。

④ 下川町議会ホームページ

ホームページでは、定例会議や臨時会議の告知のほか、以下の情報を掲載しています。

- ・ 会議録（定例会議、臨時会議）
- ・ 議会だより
- ・ 議会白書
- ・ YouTube リンク（本会議の様態）
- ・ その他のお知らせ

令和4年度は、初めて発行した「議会白書」も議会ホームページに掲載しました。

令和5年度も、引き続き議会モニター制度や井戸ばた会議を通じて、多様な意見や視点を議会活動に反映させていくこととしております。このほかにも、町民との対話機会を増やし、議会活動に対する町民の関心を高めていけるような取り組みを検討していきたいと考えています。

(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会

◆上川北部消防事務組合

上川北部消防事務組合は、1市3町1村（名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村）が共同で消防事務を行うために設置している一部事務組合です。事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた11名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*上川北部消防事務組合議会の開催状況

会議名	令和4年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会	
日時	令和4年5月23日(月) 10時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	議案第1号	北海道市町村総合事務組合同規約の変更について
	議案第2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
	議案第3号	令和4年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第1号)
	議案第4号	上川北部消防事務組合監査委員の選任について

会議名	令和4年第2回上川北部消防事務組合議会臨時会	
日時	令和4年7月19日(火) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	議案第1号	財産の取得について

会議名	令和4年第2回上川北部消防事務組合議会定例会	
日時	令和4年12月2日(金) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	行政報告	第2回上川北部消防事務組合定例会行政報告
	議案第1号	令和4年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第2号)
	議案第2号	令和3年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について
	議会報告第1号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和5年第1回上川北部消防事務組合議会定例会	
日時	令和5年3月3日(金) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	執行方針	令和5年消防行政執行方針
	議案第1号	上川北部消防事務組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
	議案第2号	上川北部消防事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第3号	上川北部消防事務組合消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
	議案第4号	令和4年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算(第3号)
	議案第5号	令和5年度上川北部消防事務組合一般会計予算
	議会報告第1号	例月出納検査及び定期監査の結果報告について

会議名	令和5年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会	
日時	令和5年3月28日(火) 14時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	議案第1号	上川北部消防事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
	議案第2号	上川北部消防事務組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

◆名寄地区衛生施設事務組合

名寄地区衛生施設事務組合は、1市2町1村（名寄市、下川町、美深町、音威子府村）がし尿やごみ処理施設の管理・運営の事務を共同処理するために設置された一部事務組合であり、事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長及び名寄市副市長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた13名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*名寄地区衛生施設事務組合議会の開催状況

会議名	令和4年第1回名寄地区衛生事務組合議会臨時会	
日時	令和4年5月23日(月) 11時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	議案第1号	工事請負契約の締結について
	議案第2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
	議案第3号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
	議案第4号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
	議案第5号	専決処分した事件の承認について
	議案第6号	名寄地区衛生施設事務組合監査委員の選任について

会議名	令和4年第2回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日時	令和4年12月2日(金) 15時30分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	行政報告	令和4年組合議会定例会行政報告
	議案第1号	令和4年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算(第1号)
	議案第2号	令和3年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計決算の認定について
	陳情第1号	次期一般廃棄物中間処理施設整備について議会の慎重審議を求める陳情
	議会報告第1号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和5年第1回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日時	令和5年3月3日(金) 15時30分	
場所	名寄消防署 講堂	
案件	執行方針	令和5年度行政執行方針
	議案第1号	名寄地区衛生施設事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第2号	名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
	議案第3号	名寄地区衛生施設事務組合証紙条例の一部改正について
	議案第4号	令和4年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算(第2号)
	議案第3号	令和5年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算
	報告第1号	専決処分した事件の報告について
	議会報告第1号	例月出納検査及び定期監査の結果報告について

会議名	令和5年第1回名寄地区衛生事務組合議会臨時会	
日時	令和5年3月28日(火) 15時00分	
場所	名寄消防署 講堂	
	議案第1号	名寄地区衛生施設事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
	議会議案第1号	名寄地区衛生施設事務組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

(10) 下川町議会諮問会議の設置

下川町議会基本条例の制定時において、議員定数や議員報酬などの改正にあたっては、町民会議やアンケート調査等により十分に町民の意向を確認するなどして決定していくことが規定されております。それらの目的を達成する手段のひとつとして、「下川町議会諮問会議」が下川町議会の附属機関との位置づけで下川町議会基本条例第 28 条の規定に基づき設置されています。

今回の下川町議会諮問会議は、令和 3 年 9 月 17 日開催の令和 3 年 9 月定例会議最終日において設置が議決され、同年 11 月 1 日付けで 5 名の委員を委嘱しております。

委員の委嘱状況、令和 3 年及び令和 4 年定例会中に開かれた会議は以下のとおりです。

◆下川町議会諮問会議委員（任期：令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日）

氏 名	役 職
高 橋 裕 明	会長
渡 邊 大 介	会長職務代理者
三 島 卓	
西 村 和 樹	
瀬 川 聖 子	※敬称略

◆会議開催状況及び審議案件

回	開催日	案 件
令和 3 年定例会議会期中の開催会議		
1	R 3年11月 8日	下川町議会議員の期末手当の改定について など
2	R 4年 1月20日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例条例について
3	R 4年 2月21日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について
—	R 4年 4月12日	下川町議会議員との意見交換会
4	R 4年 4月25日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について
令和 4 年定例会議会期中の開催会議		
5	R 4年 5月31日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)に係る意見書案について など
6	R 4年11月29日	下川町議会議員報酬等の期末手当支給率の改定(案)及び意見書(案)について 個人情報保護法改正に伴う「議会の個人情報の保護に関する条例」の新規制定について

(11) 視察対応

行政視察は、議会における政策立案や意思決定に資するために、他自治体等の先進的な取り組みや施策、実情を現場に赴いて調査・研究を行う重要な議会活動となります。下川町議会においても、道内外の他自治体等への行政視察を実施しております。

また、他の自治体等の視察についても受入れを行っています。

ここでは、通年議会開始後から、下川町議会としての受入・対応状況について記載しています。

◆視察受入対応

月 日	受 入 議 会 等	内 容	受入人数	
令和3年定例会議会期				
1	10/18	和寒町議会	議会改革、議会活性化	11
令和4年定例会議会期				
1	8/29	東川町議会総務文教常任委員会	SDGs、バイオマス	9
2	11/7	美深町議会	議会運営、議会のゼロカーボンの取り組み	10

5. 資料編

◆議会費の推移及び構成比

【当初予算】

年 度	議会費当初予算(千円)	一般会計当初予算(千円)	構成比(%)
令和元年度	35,630	4,671,000	0.76
令和2年度	36,940	5,066,000	0.73
令和3年度	36,720	5,103,000	0.72
令和4年度	37,160	5,247,000	0.71
令和5年度	37,970	5,297,000	0.72

【決算】

年 度	議会費決算額(千円)	一般会計決算額(千円)	構成比(%)
平成29年度	36,581	6,651,985	0.55
平成30年度	35,121	4,932,639	0.71
令和元年度	33,428	4,983,375	0.67
令和2年度	33,216	5,530,438	0.60
令和3年度	33,121	5,997,048	0.55

◆YouTube 閲覧数（令和3年定例会分） ※令和5年4月28日現在

§ 本会議（定例会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
6月定例会議	令和4年6月20日	58
	令和4年6月22日	45
9月定例会議	令和4年9月12日	94
	令和4年9月22日	99
12月定例会議	令和4年12月12日	153
	令和4年12月13日	164
3月定例会議	令和5年3月6日	103
	令和5年3月14日	103
	令和5年3月16日	150

※令和4年12月13日分の回数は、町長去就あいさつのみの映像

※令和5年3月14日分の回数は、委員会審査報告及び裁決のみの映像

§ 本会議（臨時会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
5月臨時会議	令和4年5月2日	53
5月第2回臨時会議	令和4年5月16日	41
5月第3回臨時会議	令和4年5月24日	98
7月臨時会議	令和4年7月20日	74
11月臨時会議	令和4年11月2日	845
11月第2回臨時会議	令和4年11月7日	122
1月臨時会議	令和5年1月13日	185
1月第2回臨時会議	令和5年1月20日	166
2月臨時会議	令和5年2月13日	122
4月臨時会議	令和5年4月11日	117

§ 一般質問

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)	質問議員数
6月定例会議	令和4年6月21日	453	6
9月定例会議	令和4年9月14日	543	5
12月定例会議	令和4年12月13日	1,878	4
3月定例会議	令和5年3月14日	279	2

※一般質問の閲覧数は、全議員合計の閲覧数で掲載しています。

◆一般質問 DVD 貸出件数

会 議 名	回
6月定例会議	0
9月定例会議	0
12月定例会議	0
3月定例会議	0

◆本会議傍聴人数

(定例会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
6月定例会議	令和4年6月20日	0	傍聴数制限
	令和4年6月21日	1	
	令和4年6月22日	0	
9月定例会議	令和4年9月12日	0	傍聴数制限
	令和4年9月14日	8	
	令和4年9月22日	0	
12月定例会議	令和4年12月12日	0	傍聴数制限
	令和4年12月13日	5	
3月定例会議	令和5年3月6日	0	傍聴数制限
	令和5年3月14日	1	
	令和5年3月16日	1	

※報道を除く人数を計上しています。

※傍聴数制限は、新型コロナウイルス感染症防止のための措置

(臨時会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
5月臨時会議	令和4年5月2日	1	傍聴数制限
5月第2回臨時会議	令和4年5月16日	1	傍聴数制限
5月第3回臨時会議	令和4年5月24日	0	傍聴数制限
7月臨時会議	令和4年7月20日	1	傍聴数制限
11月臨時会議	令和4年11月2日	0	傍聴数制限
11月第2回臨時会議	令和4年11月7日	0	傍聴数制限
1月臨時会議	令和5年1月13日	1	傍聴数制限
1月第2回臨時会議	令和5年1月20日	0	傍聴数制限
2月臨時会議	令和5年2月13日	0	傍聴数制限
4月臨時会議	令和5年4月11日	0	傍聴数制限

※報道を除く人数を計上しています。

※傍聴数制限は、新型コロナウイルス感染症防止のための措置

◆議会だより発行状況

令和4年8月発行（第197号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※脱炭素推進調査特別委員会行政視察の様子
2	議会及び議員の活動目標と評価を公表します
3	議会及び議員の活動目標と評価を公表します
4	議会白書を発行しました
5	6月定例会議
6	6月定例会議議決・議員賛否一覧
7	下川のここが聞きたい（一般質問内容一覧）
8	一般質問 春日 隆司 議員
9	一般質問 斉藤 好信 議員
10	一般質問 中田 豪之助 議員
11	一般質問 小原 仁興 議員
12	一般質問 我孫子 洋昌 議員
13	一般質問 大西 功 議員
16	5月第1回・第2回・第3回臨時会議議決・ 議員賛否一覧
17	文書質問
18	議会活動の仕組み④ 議会モニターからのご意見・ご感想 編集後記



令和4年11月発行（第198号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※町内所管事務調査の様子
2	9月定例会議
3	9月定例会議議決・議員賛否一覧
4	令和3年度各種会計決算認定審査
5	令和3年度各種会計決算認定審査
6	下川のここが聞きたい（一般質問内容一覧）
7	一般質問 春日 隆司 議員
8	一般質問 中田 豪之助 議員



9	一般質問 小原 仁興 議員
10	一般質問 我孫子 洋昌 議員
11	一般質問 斉藤 好信 議員
12	7月臨時会議
13	7月臨時会議議決・議員賛否一覧
14	下川町議会脱炭素推進調査特別委員会経過報告
15	令和4年7月文書質問及び回答
16	議会活動の仕組み⑤ 議会モニターからのご意見・ご感想 編集後記

令和5年2月発行（第199号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※第16回井戸ばた会議の様子
2	新年のご挨拶
3	12月定例会議
4	12月定例会議議決・議員賛否一覧
5	下川のここが聞きたい（一般質問内容一覧）
6	一般質問 我孫子 洋昌 議員
7	一般質問 中田 豪之助 議員
8	一般質問 春日 隆司 議員
9	一般質問 斉藤 好信 議員
10	道外所管事務調査結果報告
11	町内所管事務調査結果報告
12	下川商業高校生議会見学
13	11月第1回・第2回臨時会議
14	11月第1回・第2回臨時会議議決・議員賛否一覧 第16回井戸ばた会議
15	令和4年10月文書質問及び回答
16	議会活動の仕組み⑥ 議会モニターからのご意見・ご感想 編集後記



令和5年5月発行（第200号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※カーボン・オフセット証明書交付式
2	3月定例会議
3	3月定例会議
4	教えて！新年度予算
5	教えて！新年度予算
6	3月定例会議議決・議員賛否一覧
7	3月定例会議議決・議員賛否一覧
8	下川のここが聞きたい（一般質問内容一覧）
9	一般質問 我孫子 洋昌 議員
10	一般質問 春日 隆司 議員
11	下川町議会脱炭素推進調査特別委員会 議会広聴広報特別委員会結果報告
12	1月・1月第2回臨時会議、2月臨時会議
13	1月・1月第2回臨時会議、2月臨時会議 議決・議員賛否一覧
14	小中学校議場学習発表会
15	令和5年2月文書質問及び回答
16	議会及び議員の活動目標と評価を公表します
17	議会及び議員の活動目標と評価を公表します
18	議会活動の仕組み⑦ 議会モニターからのご意見・ご感想 編集後記



▽議会だより編集委員会：委員長 中田 豪之助
副委員長 小原 仁興
委員 我孫子 洋昌

議 員 名 簿

(任期：令和元年5月1日～令和5年4月30日)

(令和5年4月30日 時点)

議席	氏名	年齢	党派	当選回数	所属委員会			摘要
					総務産業	議会運営	広聴広報	
1	さいとう よしのぶ 齊藤好信	69	無	2	□	□	□	副議長
2	なか たごうのすけ 中田豪之助	62	無	1	□	○	◎	
3	おおにし いきお 大西功	60	無	2	◎	□	□	
4	かす が たか し 春日隆司	68	無	2	□	□	□	
5	あびこ ひろまさ 我孫子洋昌	52	無	2	□	◎	□	
6	みの や はる ゆき 蓑谷春之	78	無	2	□	□	□	
7	お ぼら よし おき 小原仁興	48	無	1	○	□	○	
8	こん どう はち ろう 近藤八郎	76	無	2	議長はオブザーバーとして参加			議長

※凡例：◎委員長 ○副委員長 □委員

※委員会正式名称 総務産業＝総務産業常任委員会 議会運営＝議会運営委員会

広聴広報＝議会広聴広報特別委員会

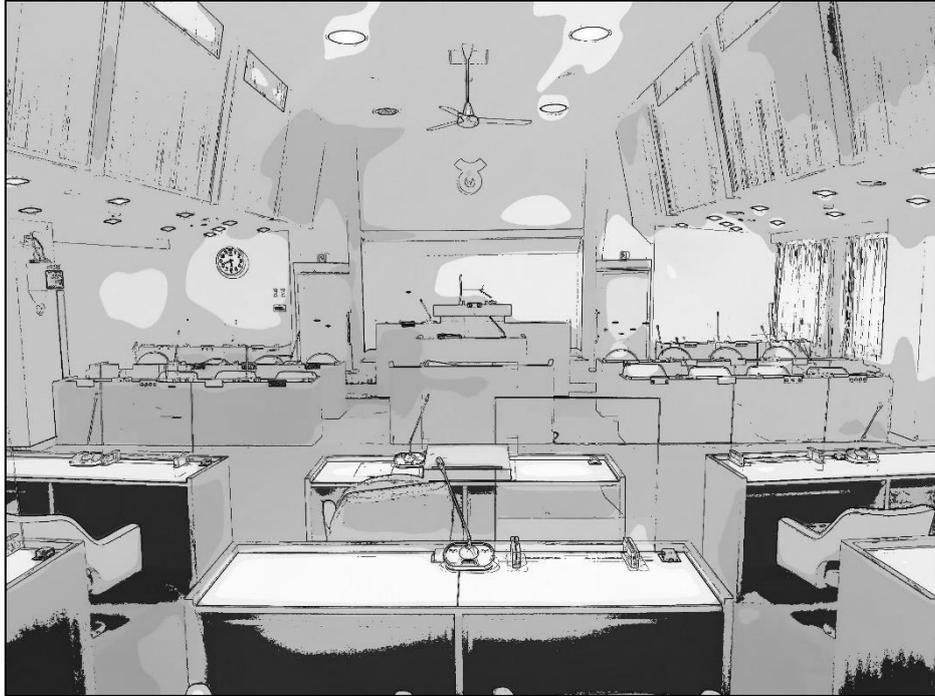
名寄地区衛生施設事務組合議会議員	齊藤好信	蓑谷春之
上川北部消防事務組合議会議員	大西功	近藤八郎

	委員長	副委員長
決算認定特別委員会	蓑谷春之	大西功
予算審査特別委員会	我孫子洋昌	春日隆司
下川町議会脱炭素推進調査特別委員会	齊藤好信	春日隆司

※決算認定特別委員会は、9月定例会議中における「令和3年度決算認定審査」のため設置

※予算審査特別委員会は、3月定例会議中における「令和5年度予算審査」のため設置

※議会脱炭素推進調査特別委員会は、3月定例会議中において、「脱炭素の推進に関する調査」を目的として設置し、設置期間は調査終了するまでとしています。



●下川町議会議場●

令和5年6月 発行

北海道下川町議会

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

Tel 01655-4-2511 / FAX 01655-4-2517

E-mail : s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp